

LIBRA

2022年 10月号

〈特集〉

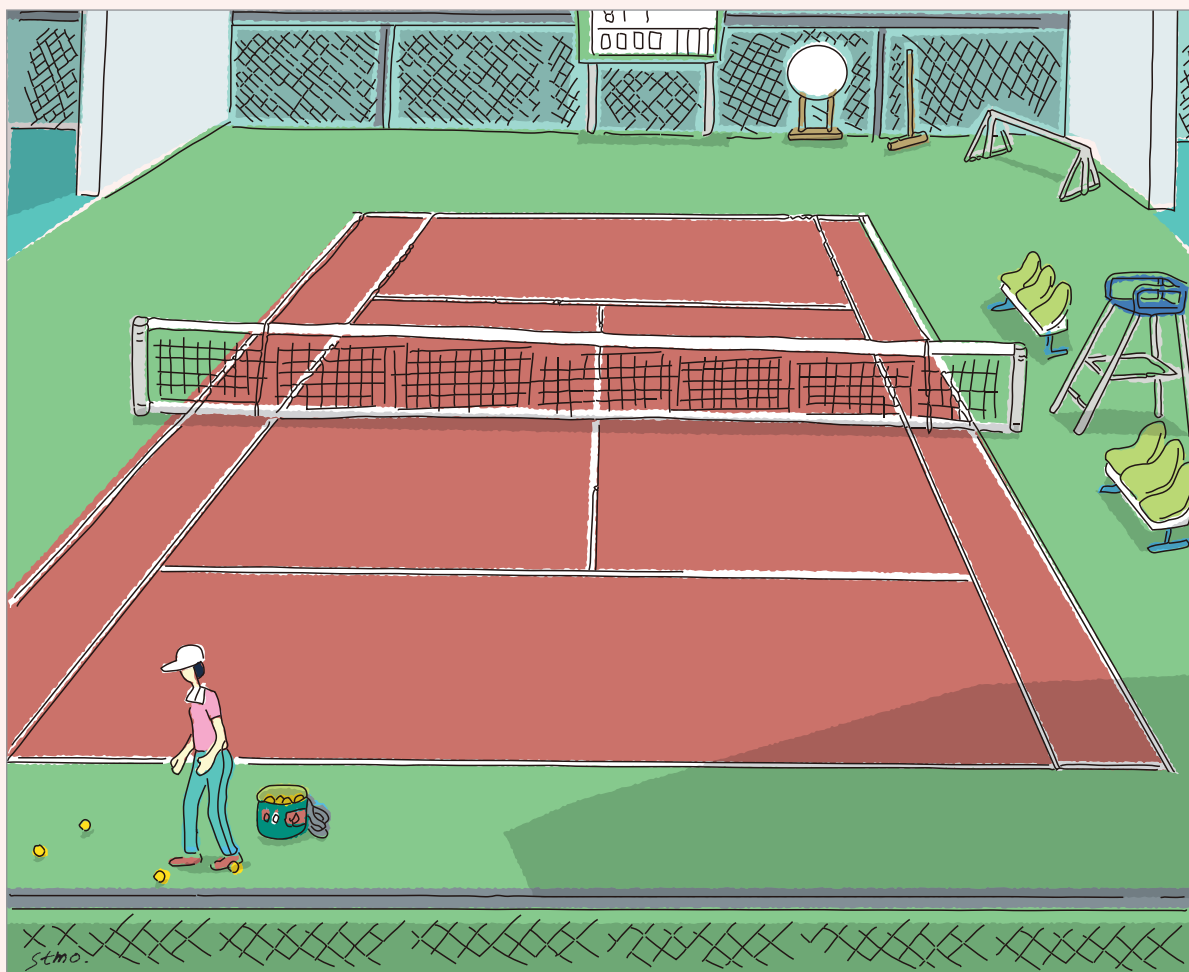
どう変わった?公益通報者保護法—改正による実務への影響—

〈クローズアップ〉

2022年度 夏期合同研究

〈インフォメーション〉

2023年度各種委員会委員/各種法律相談担当者/オアシス名簿・成年後見人名簿登録者の募集案内



シン・タマネギ列車



通称「タマネギ列車」、北海道北見産のタマネギを満載して運ぶ列車はそう呼ばれています。秋の味覚を満載して、羊腸の山道を轟音を響かせて往く姿はまるで生き物のようです。そんな伝統の列車にも、機関車の老朽化、高規格道路の開通、トラック輸送による低コスト化の波が…。数年前、タマネギ列車は風前の灯でした、「もうお別れかな…。しかし、地元や運行会社の努力と情熱で存続が決定、まさに9回ツアーアウトからの逆転劇でした。

新型機関車を引っ提げ装いも新たに現れた君を、「シン・タマネギ列車」と呼ぼう。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2022年10月号

特集

02 どう変わった？公益通報者保護法

—改正による実務への影響—

- 1 改正公益通報者保護法の概要 水嶋一途
- 2 公益通報対応業務従事者の守秘義務を履行する上での留意点 中野 真
- 3 座談会：公益通報者保護法の改正による実務対応

クローズアップ

18 2022年度 夏期合同研究

連載等

- 16 理事者室から：国際ロマンス詐欺 市川 尚
- 17 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告 「家事調停について」 芹澤眞澄
- 26 裁判員経験者との意見交換会 実施報告 小関利幸
- 28 親子法改正要綱の解説
第5回 生殖補助医療 林 祐介・岩田真由美
- 29 人権問題最前線
第12回 2022沖縄シンポジウム 沖縄とともに一慰霊の日を迎えて— 寺崎昭義
- 30 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第5回 家永教科書裁判—沖縄出張法廷・国際活動の思い出など 齊藤 豊
- 32 シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に！
第5回 水俣病東京訴訟(1992年2月7日判決) 白井 剣
- 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第10回 代言人の待遇改善要求 山崎 健
- 34 東京弁護士会の「同好会制度」
vol.4 東弁ゴルフのお楽しみ 松尾慎祐
- 36 わたしの修習時代：人との出会いこそ修習の醍醐味 60期 稲村晃伸
- 37 73期リレーエッセイ：負けるべき紛争には、勝ってはならない 森 遼太郎
- 38 心に残る映画：『グラン・ブルー』 酒井昌弘
- 39 コーヒーブレイク：日の目を見た(?)ロシア語学習歴 加部歩人
- 46 インフォメーション

どう変わった？ 公益通報者保護法

— 改正による実務への影響 —

本年6月に改正公益通報者保護法が施行されました。今回の改正は、①事業者の体制整備の義務化、②事業者の内部通報担当者に守秘義務、③「公益通報者」として保護される範囲の拡大、④保護される「通報対象事実」の範囲の拡大といった点が特にポイントとなっており、公益通報者保護法や内部通報に関する知識は弁護士として知っておくべき重要事項となっています。

今回の特集では、当会の公益通報者保護特別委員会の皆様に、改正法の要点について概説していただくほか、実務対応の場面で検討すべき諸問題について解説していただきました。

LIBRA 編集会議 濱島 幸子

CONTENTS

1 改正公益通報者保護法の概要	2頁
2 公益通報対応業務従事者の守秘義務を履行する上での留意点	6頁
3 座談会：公益通報者保護法の改正による実務対応	10頁

1 改正公益通報者保護法の概要

公益通報者保護特別委員会委員長 水嶋 一途 (57期)



はじめに

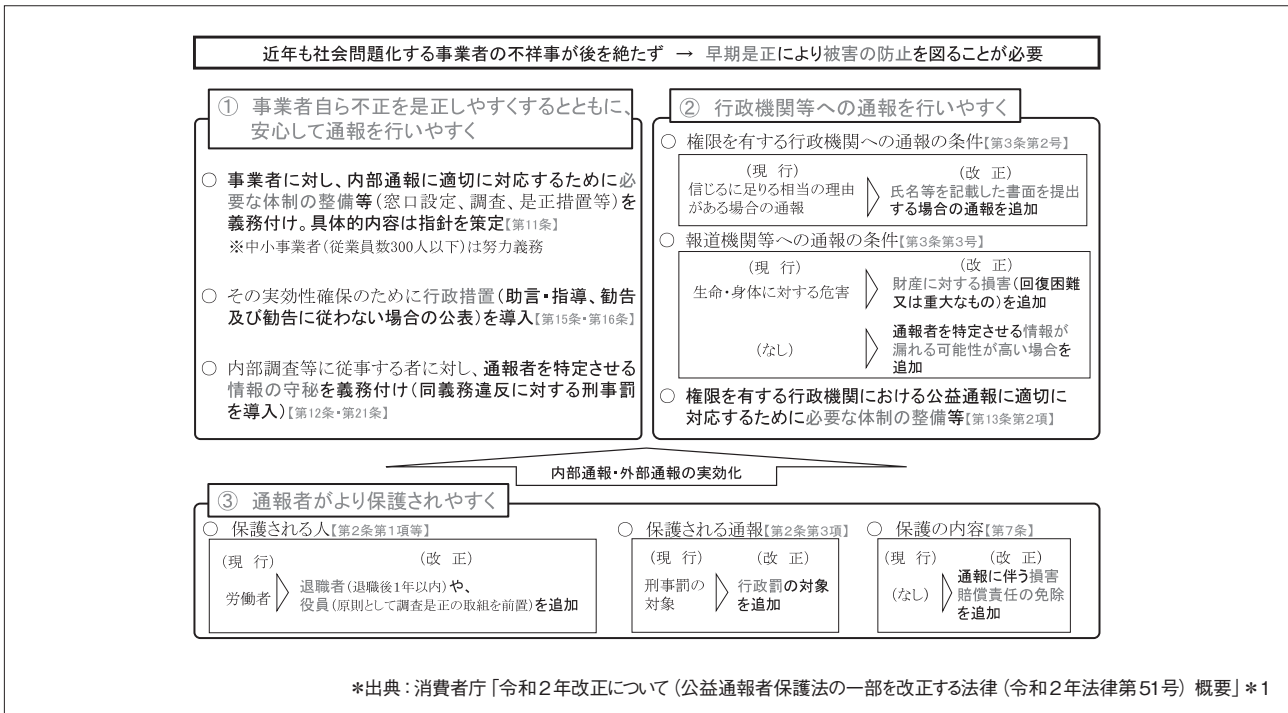
2020年6月に公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が成立し、本年6月1日に施行された（以下「改正法」という）。

公益通報者保護法の目的は、公益通報を通じて事業者の法令違反、不正行為を早期に発見し、又は未然に防ぐことにより、消費者を含めた国民の生命、身体、財産その他の利益を守る点にある。

公益通報者保護法では、事業者内で生じた法令違反等の情報を、事業者や行政機関等が、事業者内部の労働者等からの公益通報を通じて把握し、その公益

通報により把握した情報を元に法令違反等の有無について調査・是正していくとともに、公益通報を行った者を保護する仕組みが規定されている。

本改正は、2006年4月1日に公益通報者保護法が施行されて以来、初めての改正であり、2006年の法施行後も社会問題となる企業不祥事は後を絶たず、内部通報制度が十分に機能していない事案も多くみられる中で、実効的な内部通報制度の整備・運用の促進、通報者保護の充実、公益通報者保護制度をより利用しやすく、活用範囲を拡大するといった公益通報者保護法における課題への対応を目的に行われたものである。



実効性ある内部通報制度の整備・運用の促進

改正前は、事業者における内部通報体制の整備、通報に関する情報の守秘義務について法に明文規定はなく、消費者庁が策定したガイドラインや内部通報制度認証等により自主的に取り組む事項として推奨されるにとどまっていた。

しかし、事業者内部において法令違反行為や不正行為が行われていたにもかかわらず、内部通報がされなかったり、内部通報が適切に処理されなかった不祥事事案もみられたことから、改正法においては、事業者に対する内部公益通報対応体制整備義務を導入したほか、通報者が安心して通報する環境を整備するため通報者を特定させる事項についての守秘義務を導入し、実効性ある内部通報制度の整備・運用の促進を図っている。

①事業者に対する内部公益通報対応体制整備義務の導入

改正前は、各事業者の自主的な取り組みに委ねられていた内部通報に関する体制整備に関して、改正法においては、常時使用する労働者の数が300人を

超える事業者に対して、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等の必要な措置をとることが義務付けられている(法11条2項。なお、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者に対しては努力義務となっている。法11条3項)。

この必要な措置の具体的内容については指針により定めるとされ(法11条4項)、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年8月20日内閣府告示第118号)」(以下、本特集において「指針」という)*2として策定されている。

そして、この義務の履行を担保するため、事業者に対する報告の徴収並びに助言、指導及び勧告(法15条)のほか、違反事業者が勧告に従わなかった場合の公表措置が設けられている(法16条)。

②公益通報者を特定させる情報についての守秘義務の導入

改正前は、上記の体制整備同様に各事業者の自主的な取り組みに委ねられていた通報に関する情報の管理について、事業者から内部通報の受付、調査、是正といった内部通報の対応業務に従事する者(以下

*1：消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf)

*2：消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf)

「従事者」という)及び従事者として定められていた者に対して、通報対応業務に関して知り得た公益通報者を特定させる情報の守秘義務が規定されたほか(法12条, 11条1項), 同守秘義務違反に対する30万円以下の罰金という刑事罰が規定された(法21条)。

より利用しやすい公益通報者保護制度の促進(外部通報の保護要件の緩和)

事業者の内部通報のみで法令違反等の是正を図ることへの限界や不祥事案において外部通報が機能したケースも見られたことから、本改正により外部通報(権限を有する行政機関や報道機関等への通報)の保護要件を緩和することにより、利用しやすい公益通報制度の促進を図る措置が講じられている。

①権限を有する行政機関への公益通報の保護要件の緩和

通報対象事実について権限を有する行政機関への公益通報(法3条2号, いわゆる2号通報)については、従来、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由」(以下「真実相当性」という)がある場合が保護要件として規定されていた。

しかし、通報に当たって労働者が真実相当性の有無の判断をすることが難しい場合もあることから、改正法においては、真実相当性がない場合でも通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思路し、かつ、通報者の氏名、住所、通報対象事実の内容等を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む)を提出した場合も保護の対象に加えられている。

②報道機関等への公益通報の保護要件の緩和

報道機関等への公益通報(法3条3号, いわゆる3号通報)については、従来、真実相当性に加えて法の定める特定事由(通報に対して不利益取扱いがなされると信じるに足りる相当の理由がある場合、通報すると証拠隠滅等が発生すると信じるに足りる相当の理由がある場合、事業者から公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合、事業者から

20日間通報に対する応答がない又は通報に対する調査が懈怠されている場合、生命・身体に対する危害が生じ又は生じる急迫した危険があると信じるに足りる相当の理由がある場合)のいずれかに該当することが保護要件として規定されていた。

しかし、公益通報者を特定させる事項が漏洩される事例がみられたほか、財産に対する重大な損害が生じる不祥事も発生したことから、改正法においては、「通報すると、事業者が通報者を特定させる事項を、それと知りながら漏洩すると信じるに足りる相当の理由がある場合」、「財産に対する回復することができない又は著しく多数の個人における多額の損害が生じ又は生じる急迫した危険があると信じるに足りる相当の理由がある場合」の2つを特定事由に追加して保護要件を緩和している。

通報者保護の充実

改正法では、通報者保護の充実を図ることで公益通報制度の実効性を促進するため、保護される通報者の範囲の拡大、通報対象事実の拡大、通報に伴う損害賠償責任の免除の措置を講じている。

①通報者の範囲の拡大

改正前は、保護される通報者は労働基準法9条の労働者に限定されていた。

しかし、退職者や役員からの通報により法令違反行為の是正が期待された事案も存在し、通報を理由として退職者や役員が事業者から不利益取扱いを受ける事例もあったことから、改正法では退職者や役員も保護される公益通報者の範囲に含めることとなった(法2条1項)。

ただし、法令違反行為等の早期是正を図る観点から、退職者については退職後1年以内の者に限定される(法2条1項1号・2号・3号)。

また、役員については、法人の役員であることが必要であるが法人の種類は問わない(法2条1項)ものとし、内部通報の保護要件は労働者等と同じであるが、外部通報については、役員は事業者に対して善管注意義務を負っていることを考慮して、原則として事業者内部において通報対象事実の調査及びその是正措置を

とすることに努めることが保護要件とされた(法6条2号イ・3号イ)。保護の内容は、事業者と委任関係にあり、その解任はいつでもできるとされていること(会社法339条1項、民法651条1項)を考慮して、公益通報したことを理由として事業者から解任された場合に損害賠償請求ができるというものにとどまっている(法6条)。

②通報対象事実の拡大

改正前は、通報対象事実の範囲を、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるものに規定する刑事罰の対象となりうる規制違反行為の事実限定していた。

しかし、刑事罰の対象とはならず行政罰にとどまるような規制違反行為であっても公益通報を促し早期是正に繋げる必要があるとの認識が高まったことから、本改正において過料の対象となる行為についても保護の対象に加えられた(法2条3項1号)。

③通報に伴う損害賠償責任の免除

公益通報をしたことを理由として通報者が事業者から損害賠償請求をされる事例がみられること等から、本改正では、法の保護要件に該当する公益通報(法3条各号、法6条各号)によって事業者に生じた損害について通報者に損害賠償請求をすることができないこととされた(法7条)。

指針の策定及び指針の解説の公表

改正法では、事業者に対して、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとる義務等を定めているが、事業者のとるべき措置の具体的内容は個別事情により異なり、各事業者が主体的に検討することが必要であるとして、従事者指定義務及び体制整備義務を定める法11条1項及び2項の義務の大要について、法11条4項に基づき指針が策定されている。

指針では、事業者がとるべき措置の大要を規定しており、従事者指定義務(法11条1項)と体制整備義務(法11条2項)の2項目についてそれぞれ以下の大要が定められている。

従事者指定義務(法11条1項)関係

- 1 従事者として定めるべき者の範囲
- 2 従事者を定める方法

体制整備義務(法11条2項)関係

- 1 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
- 2 公益通報者を保護する体制の整備
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
- 3 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置

また、事業者が指針に沿って事業者の実情に即した具体的な体制を整備・運用するにあたり、参考となるように指針の趣旨、指針を遵守するための考え方や具体例、その他推奨される考え方や具体例を明らかにするものとして、2021年10月に「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(以下、本特集において「指針の解説」という)^{*3}が消費者庁より公表され、改正法の施行時から適用されている。

紙面の都合上、本稿では指針及び指針の解説についてはその紹介にとどめ、特に重要な従事者守秘義務についての留意点と体制整備義務を中心とした実務対応の諸問題については別稿及び座談会の議論をぜひ参照されたい。

*3：消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf)

2 公益通報対応業務従事者の守秘義務を履行する上での留意点

公益通報者保護特別委員会委員 中野 真 (63期)



改正後の公益通報者保護法（以下「法」という）12条では、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という）又は従事者であった者に、公益通報者を特定させる情報（以下「通報者情報」という）のうち、公益通報対応業務に関して知り得たものについて、正当な理由なく漏らしてはならない義務（以下「従事者守秘義務」という）が課されている。

筆者は、過去に、消費者庁において、従事者守秘義務を含む、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の企画立案を担当したほか、現在は、弁護士として、事業者から従事者として指定され、毎月相当数の新規の通報・相談の分析等を行うなど、通報者情報を業務上取り扱う立場にある。これらの職務経験に基づき、事業者や従事者自身において、従事者守秘義務違反を招かないための実務上のポイントについて概説したい。

なお、以下は、筆者の個人的な見解であり、過去及び現在所属する組織の見解ではない。

従事者守秘義務が設けられた理由

従事者守秘義務が設けられた理由は、通報者情報の秘匿が、内部公益通報を促すにあたって重要だからである。

不正を発見し、内部公益通報を行うことを検討している者は、当該通報を理由に事業者から不利益な取扱いを受ける懸念を抱く場合があり、当該懸念は内部公益通報を躊躇させる要因となり得る。不利益な取扱いを受けた者は、法3条以下により民事上の保護の対象となり得るが、民事上権利を回復するためには、時間・費用・労力を要する訴訟手続等を経ることが必要となる場合があり、十分な主張立証ができず、権利が回復できない場合もある。また、こうした不利益な取扱いを受けないとしても、内部公益通報をしたことが明らかになれば昇進に響くのではないかと、同僚から偏見の目で見られるのではないかとといった懸念を

抱く者もいる。

多くの人は、メリットとデメリットを比較衡量した上で行動をするものであり、内部公益通報によるメリットがない状況において、このような内部公益通報に伴う懸念が少しでもあれば、内部公益通報を躊躇することになる。

これに対して、通報者情報が完全に秘匿されていれば、上記のような懸念は生じないため、上記のような懸念を抱く者からの内部公益通報が期待でき、組織内で内部公益通報が促されることになる。

このように、通報者情報の秘匿は、内部公益通報を促すにあたって重要であることから、法は、通報者情報を業務上取り扱う立場にある従事者による通報者情報の秘匿を刑事罰により担保したのである。

従事者への教育

事業者において、従事者に従事者守秘義務を履行させる上で、最も重要なことは、従事者への教育である（指針本文第4.3(1)においても、体制整備等義務（法11条2項）の内容として、従事者に対する教育を求めている）。

従事者が、従事者守秘義務に違反した場合のリスクについて十分に認識し、リスク感度を持って対応すれば、従事者が自ら、通報者情報を秘匿するための工夫をするようになる。

秘密保持のためのマニュアルを整備したとしても、マニュアルはあらゆる場面を想定したものではない場合があり、マニュアルに書いていない場面において、秘密が漏れる事態が発生する場合がある。しかし、従事者において従事者守秘義務を守ることの重要性について強く意識して対応すれば、通報対応のあらゆる場面において、従事者が自ら、通報者情報を秘匿するための措置を意識して行うようになる。例えば、仮にマニュアルに、「通報者の名前が書かれた文書をヒアリングの際に出してはならない」旨の記載がなかつ

たとしても、「通報者の名前が記載された文書は機密情報であり、印刷して持ち歩いて、紛失したら大変な事態になる」旨の意識が従事者にあれば、そもそも通報者の名前が書かれた文書をヒアリングの場に持ち込むといったリスクのある行動はとらない。

従事者のリスク感度を高めるためには、従事者に対し、従事者守秘義務に違反した場合のリスクを十分に伝えることが重要である。従事者が従事者守秘義務に違反した場合、従事者には刑事罰が科される場合があるほか、内部公益通報者に対する不法行為に基づく損害賠償義務、場合によっては、会社のレピュテーションを毀損したとして会社に対する不法行為等に基づく損害賠償義務が発生する場合もある（もっとも、従事者が労働者の場合には、損害賠償義務を負う場合は故意又は重過失に限定されると考えられ（エーディーディー事件：京都地判平成23年10月31日判刑1041号49頁等）、また損害賠償義務の範囲も限定され得る（茨城石炭商事事件：最一小判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁））。

教育はeラーニングで行うことも考えられるが、個人において業務の合間の空き時間に受講する方法の場合、形の上では教育を行ったように見えても、これにより従事者に対して十分なリスク感度を持たせることは難しい。そのため、まとまった時間を確保し、研修等を行うことが望ましい。

また、一度リスク感度を高めることができたとしても、人は時間が経てば意識が希薄になるものであることから、1回限りの教育ではなく、一定の期間を置き、継続的に教育をしていくことが必要である。

通報者情報を漏らさないための ルールを整備する

事業者において、従事者に従事者守秘義務を履行させるためには、こうした従事者への教育のほか、マニュアルを策定することも重要である。従事者に対して教育を行ったとしても、全ての従事者のリスク感度を高めることが難しい場合があるほか、リスク感度の高い従事者においても、具体的に何に気を付ければ良いかが分からない場合がある。そのため、マニュアルを策定し、どのような対応をすれば良いのかを、従事

者に分かりやすく、気づきやすくしておくことが重要である。

例えば、通報者情報が記載されている文書は可能な限り印刷しない、やむを得ず印刷したとしても速やかにシュレッダーや溶解等の機密性が確保できる方法により廃棄する、事業所外に通報関連の文書を持ち出さない、ヒアリングの際に対象者に対し通報があったことを話さない、通報がなければ知らないであろう事実をヒアリングの際に話さない、ヒアリング対象者に対しヒアリングの際のやり取りを他者に共有しないよう伝える等々の気を付けるべき事項を検討し、書き出し、整理して、マニュアル化していくことが重要である。こうした気を付けるべき事項は状況に応じて変更が必要になる場合もあることから、改廃に手続面のハードルがある就業規則ではなく、部内限りのマニュアル等で定めることが有用であろう（指針本文第4.3(4)は、指針に定める事項について内部規程に定めることを求めているが、指針で求められる事項に付随する細則についてマニュアル等で定めることを否定するものではない）。

こうしたマニュアルは、既存のものをそのまま流用するのではなく、既存のものはあくまで参考資料とし、担当者間でのディスカッションを通じて内容を検討することが有用である。こうしたディスカッションを通じて、秘密保持の重要性に対する担当者の意識が高まるという副次的な効果も期待できる。

なお、過度に厳しい内容のマニュアルを策定した場合、調査方法が制約され、調査の実効性を損なう場合もあるため、秘密保持の必要性と調査の必要性とのバランスに配慮することも必要である。

通報者情報の取扱い等について 通報者の意向を確認する

次に、従事者の立場において、留意すべきポイントを指摘したい。従事者は、通報者の委託を受けて行動をする立場ではないため、基本的には、調査実施の可否、調査方法については、通報者保護に配慮しつつ、事業者又は従事者において判断することになる。もっとも、通報者情報の取扱いに関する通報者の意向は従事者守秘義務の違法性阻却事由である「正当

な理由」(法12条)の有無にかかわるほか、通報者の意向に反して通報者情報の取扱いをすることは通報制度の信用を損ねるおそれがある。そのため、従事者としては、通報者情報の取扱いについて、通報者の意向を確認することが重要である。

通報者の意向を確認する際に、調査を進める過程で通報者情報を共有する先について、具体的に伝えることが難しい場合があり、「会社(関連する他部署)に伝えて良いか」という抽象的な形で確認せざるを得ない場合もあるが、どの範囲まで伝わる可能性があるのかは、抽象的にではあっても、示しておくことが望ましいといえよう。

このほか、従事者において通報者情報を秘匿していたとしても、調査を進めた結果、通報者情報が被通報者を含めた関係者に推知される(このこと自体は従事者守秘義務違反にあたらない)可能性があることも、通報者に伝えた上で、調査に向けた意向を確認することが望ましい場合もある。特に、ハラスメント等(ハラスメントの通報も侮辱、名誉棄損、脅迫等の刑法犯に係る内部公益通報に該当する場合がある)の通報者自身の利益に関係する事案については、通報者の意向に反してまで調査を行う必要性が低い場合があり、かつ、調査を進める中で通報者情報を推知される可能性が高い場合もあるため、このような意向確認の必要性は高いといえよう。

現実には、従事者が通報者に上記意向を確認する際に、通報者から「通報者情報を被通報者に知られても全く構わない」旨の回答を受ける場合も多々あり、通報者情報を推知されることについて拒否感を抱いていない通報者も多いという印象がある(逆に、通報者情報の推知を極度におそれる通報者もいる)。他方で、上記のような回答を受けた場合であっても、特にハラスメント事案等の、調査を進める上で調査対象者に通報者情報が推知される可能性が高い事案において、事実認定の見通しが低い場合には、従事者から通報者に対し、現時点での事実認定の見通しを伝え、通報者の期待ギャップを解消した上で、意向を確認することが望ましいといえる。

通報者が通報者情報の共有に同意をしない場合、そこで済ませるのではなく、十分な調査を行うことができず、調査結果が得られない場合がある等、同意が

ない場合の調査上の制約を伝えた上で、改めて意向を確認することが望ましい場合もある。

なお、人は話したことを忘れる場合があることから、後日のトラブルを避けるためには、同意を含めた通報者の意向については、エビデンスとして残しておくことが重要である(例えば、通報者の同意を得た上で会話を録音し、その状態で意向を確認するといった方法がある)。

通報者情報を共有する相手にも注意喚起を行う

事業者には、体制整備等義務(法11条2項)の内容として、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為(以下「範囲外共有」という)を防止する措置等が義務付けられ(指針本文第4.2(2)イ参照)、同義務の履行として、従事者には社内規程や契約書等に基づき範囲外共有が禁止されている。

そのため、従事者守秘義務に反しない場合においても、通報者情報の共有範囲は最小限にすることが必要であり、例えば、従事者が通報者の同意を取得した上で、別の担当者に通報者情報を共有する際にも、共有する先に対して、範囲外共有の規制を伝えた上で、必要最小限の範囲に限り情報共有する必要がある旨の念押しをしておくべきである。

従事者ではない者による通報者探しが刑事罰の対象となり得る

従事者でない者による通報者探しが刑事罰の対象となり得る点にも留意が必要である。

従事者守秘義務違反に対する刑事罰を定める法21条には、刑法総則の規定が適用されることから、従事者守秘義務違反を唆した者には法21条の教唆犯が成立する。そして、従事者に対し、誰が内部公益通報をしたのかを尋ねることは、通報者情報を漏らすことを唆す行為にあたるため、唆しにより従事者が通報者情報を伝えた場合には、唆した者に法21条違反の教唆犯が成立し得る。このような形で、従事者でない者においても、刑事罰を負う場合がある。

例えば、従事者であるコンプライアンス部門の担当者が、役員等の上位の役職者から通報者情報を開示するよう指示を受け、通報者情報を開示する場合が想定される。こうした場合、漏らすことについて「正当な理由」があると誤解をされる方もいるかもしれないが、業務命令はあくまで労働契約を根拠とするものであり、法令を根拠とするものではないところ、強行法規に反する契約は効力を生じないため(民法91条)、他に「正当な理由」があるといえない場合においても開示を求める業務命令は無効であり、当該業務命令があることをもって「正当な理由」があるとはいえない。なお、委託元である会社から委託先の弁護士への開示要求も同様の考え方であり、弁護士が会社からの要求に正当な理由なく応じ通報者情報を開示すれば従事者守秘義務の違反となり得る。

こうした態様の通報者探しは、性質上、役員を含む上位者により行われやすいことから、役員に対しても従事者守秘義務の内容、守秘義務に違反した場合のリスクを十分に教育することが必要である(指針本文第4.3(1)でも、労働者のみならず役員への公益通報者保護法の教育を求めている)。

日頃の通報対応において通報者との丁寧なコミュニケーションを心掛ける

従事者が、日頃の通報対応において、通報者と丁寧なコミュニケーションを行うよう心掛けることも重要である。通報者において従事者の日頃の通報対応が雑だと感じている場合には、通報者情報の扱いに係る従事者の行動と通報者の内心の意向との間に齟齬があった際に、通報者が従事者を必要以上に責めるという事態が生じやすい。

通報者とのコミュニケーションの際には、通報者の話を傾聴する、例えば、一見軽微と思われる通報内容についても相手が本当に困っていると考え、自分の意見と異なる場合でも自分の意見を述べない等の配慮をすることにより、通報者の主張を真剣に捉える姿勢が重要である。また、メールだけではなく電話、Webミーティング等の方法を通じてコミュニケーションを行い、通報者の訴えを真剣に捉えていることを言外に伝えることも重要である。

他方で、従事者が通報者の心情や気持ちに寄り添う態度を示し過ぎることで、「従事者は通報者から委託を受けて通報者の利益のために活動している」との誤解を通報者から受ける事態は、避ける必要がある。特に、弁護士が外部窓口を担当している場合には、こうした誤解を放置すると、弁護士倫理上の問題も生じ得る。従事者は、通報者に対し、自身は通報者の代理人でも通報者から委託を受けているわけでもなく、通報者側に立って通報者の利益の実現を直接の目的として職務を遂行しているわけではないことを、適切に伝える必要がある(伝え方によっては、通報者に不信感を抱かせることになるため、伝え方には配慮する必要がある)。

通報者は、特に、通報者自身の利益に関わる事案(ハラスメント通報の事案等)において、調査結果が通報内容に沿ったものでなかった場合に不満を抱く場合が多いといえるが、こうした不満を解消するため、会社の秘密情報や第三者の個人情報等を開示しない範囲で(行き過ぎたフィードバックの弊害については、本誌本年6月号の筆者の記事「パワハラに係る内部通報への対応に関する留意点」を参照されたい)、通報者に対して丁寧な説明をすることが、望ましい場合もある。

なお、従事者が、通報者の心情に寄り添う態度を意識するあまり、通報者に迎合し、本来であればコンプライアンス違反と評価できないにもかかわらず、コンプライアンス違反と評価して会社に報告するといった、不適切な対応をしてはならないことは当然の前提である。

さいごに

以上、従事者守秘義務違反を招かないための実務上のポイントとこれに関連する事項を雑多に紹介したが、最も重要なことは従事者への教育であり、これにより個々の従事者のリスク感度を高めていくことが、事業者において最優先に取り組むべき事項であると考えている。社内において、研修という改まった形ではなくとも、折に触れて、従事者守秘義務の重要性、従事者守秘義務を懈怠した場合のリスクについて話題に上げ、従事者のリスク感度を高めていくことが重要である。

3

座談会

公益通報者保護法の改正による実務対応

2022年7月6日開催



出席者

公益通報者保護特別委員会

副委員長 横山 敏秀(57期)=司会

委員 川崎 菜穂子(56期)

委員 出口 裕規(60期)

副委員長 岩田 登希子(63期)

1 はじめに

横山：本日の座談会の構成メンバーは、企業における実務経験弁護士として川崎菜穂子委員、通報支援者側の弁護士として出口裕規委員、外部窓口担当経験弁護士として岩田登希子副委員長、コーディネーターとして副委員長の横山敏秀です。今回の公益通報者保護法の改正による影響について、それぞれのお立場からご意見をいただきます。

2 体制整備の義務付けによる影響

横山：1つ目のテーマとして、改正により内部通報に適切に対応するための必要な体制整備が義務付けられました。この影響についてお話を伺います。

川崎：私の所属している東急不動産ホールディングスは、持株会社の下に直接の子会社（事業会社）が5社、その関連会社で構成されるグループ企業になっており、ほとんどの会社が労働者300人を超える事業者で、従前から各社に内部通報窓口を設置しております。加えて、ホールディングスの窓口

には内部・外部の両窓口が設置されており、コンプライアンス部門が担当しています。ホールディングスの各窓口については、グループ各社の従業員も全員利用していただける体制です。改正法施行に伴う体制整備の状況ですが、まず、改正法に関する消費者庁の指針が公表されましたが、これでは具体的な対応内容が不明だったので、去年の10月に公表された指針の解説を待ちました。解説が公表されてから、担当者で読み込み、必要な情報収集をしました。また、消費者庁のウェブサイトに規程例が掲載されたので、それも踏まえて、今年3月社外の弁護士からグループ各社の窓口担当者向けに、法改正内容や影響と当社の社内規程の改訂案を素材に改訂の方向性の研修をしました。6月の施行までの間に各社社内手続きを経て規程を改訂、施行日に合わせて従事者の指定をしました。また、当社では、公益通報者保護法の改正内容、特に通報者保護の社内周知徹底のために、6月の施行に合わせて社長からのトップメッセージを従業員のポータルサイトに掲載して、内部通報の信頼性、実効性の向上に繋げる取り組みもしました。

出口：当会は通報者支援の相談事業を実施しており、私もそちらで担当弁護士として対応することがあったという立場からお話いたします。当会の公益通報相談事業のマニュアルには、企業内のヘルプラインに通報した場合、ケースによってはネガティブな評価を受けることもあり得るということが書かれており、現状としては、企業内のヘルプラインを利用するには慎重な判断が求められるというメッセージがつづられているんですね。非常に悲観的な内容ではあるんですけども、今回の改正法を受けて、労働者300人超の企業では広く内部通報の体制整備が促進されていくでしょうから、従前に比べれば企業のヘルプラインの利用のハードルが下がると考えられ、ステレオタイプな話ではなくて、通報先の選定に当たって、労働者300人超の企業なのか、300人以下で内部通報体制整備義務が努力義務の企業なのか、その辺を踏まえた通報のアドバイスがしやすくなるとの印象を受けております。

3 公益通報対応業務従事者に 守秘義務が課されたことによる影響

横山：今回の改正の目玉の1つが公益通報対応業務従事者に守秘義務が課されたという点です。改正法12条及び21条に規定されておりますが、公益通報者を特定させる情報の守秘義務違反により30万円以下の罰金が科せられることになりました。この影響について委員の皆様にお話を伺います。

川崎：まず、刑事罰が会社ではなく窓口の担当者個人に科される点は、事業者にとって非常にインパクトを持って受け止められたと思います。とはいえ、改正法が施行される前も、窓口で受けた通報につ

いては通報者を保護していくという意識の下で、窓口担当者も秘密を当然に守るスタンスでございましたので、今までやってきたことに変わりはないと感じています。また、規程の改訂にも関連しますが、従事者の定め方を整理しました。当社の例で言いますと、包括的な指定と個別の事案ごとの個別指定の両方を使い分けております。具体的には、通報窓口の責任者、窓口担当者、外部窓口の弁護士、担当執行役員、及び外部窓口から入ってきた通報内容について同時に共有を受ける常勤監査役を、社内規程上従事者として明確化（包括指定）しました。一方で、個別の事案ごとで、調査チームに入る者が変わってくると考えており、具体的には人事の担当者になるかもしれないし、又は子会社の役員や別の特定の事業部の者をお願いする可能性があると考えており、そこについては個別に指定をするという運用をしています。

横山：実際に従事者に指定する場合、辞令を渡したりということはされるのですか。

川崎：規程の中で包括指定した従事者の方には、実際に施行日（令和4年6月1日）付で、従事者だということを認識していただく必要がありますので、消費者庁のウェブサイトに掲載されているひな形を参考に作成した従事者指定書をメール添付して、私（窓口責任者）の名前で一斉に送付しました。

岩田：一番大きな影響として、指針では公益通報窓口とハラスメント通報窓口やハラスメント相談窓口を兼ねることは可能とのことなので、それを前提にすると、改正により窓口に来たものが公益通報なのかそうではないかの判断と共に、慎重な対応が必要になってくると考えます。ハラスメント通報や相談窓口に来た相談に対しては環境調整を図ること



公益通報者保護特別委員会
副委員長

横山 敏秀 (57期)



公益通報者保護特別委員会
委員

川崎 菜穂子 (56期)

で解決していくことがあります。公益通報ではないと明確に線引きできない内容、公益通報にもハラスメント相談にも該当するような内容について、従事者指定を受けた人が環境調整をする場合に、通報者を特定するような事項の開示をせずに環境調整を図ることができるのか、どこまでの情報を開示した上で環境調整を図るべきなのか、一切の情報を開示しない環境調整に実効性はあるのか等非常に難しい問題に直面することが想定されます。通報者自身に公益通報かハラスメント相談かの選択をしてもらうのは難しく、多くの場合は公益通報とハラスメント相談を明確に線引きするのは困難と考えますので、刑事罰を科されるリスクを考えると、従事者は、環境調整をする場面等において慎重な対応が必要になってくると考えます。

横山：その慎重な対応の具体的な中身について、通報者の情報も、正当な理由があれば明かすことが許される場合が出てくるのだらうと思います。正当な理由の一つとして通報者の同意があるのでしょうか。特にセンシティブな内容の通報だと、通報者から同意を取り、エビデンスも残しておかないと、刑事罰の対象になる可能性があると思います。

川崎：そこはまさにおっしゃる通りだと思っています。当社でも、ハラスメント相談窓口と内部通報窓口を別々に設置しているものの、ハラスメントに関する事案を内部通報窓口で相談したいというケースが一定数あるんですね。そういった場合、それが公益通報かどうかということ初動の段階の情報で判断するということではできませんし、ある程度話を聞いてくると実はハラスメントの裏に何か別の事情がある場合もあるので、最初から法12条の守秘義務を考えながら対応していく必要があると思います。当社で言うと、環境調整はコンプライアンス部門

では限界があり、人事部の協力を仰ぐ必要がありますので、必ず通報者には、人事部との共有の必要性及びその理由を十分に説明した上で、同意を取得して調査をしていくことが一般的な運用になっています。なお、同意がとれない場合は、どこまで通報者を特定しない形で調査をするのかは結構悩ましいです。そういった場合は、指針の解説にも手法が載っていたとは思いますが、当社グループ内でも実際に、部内でのアンケート調査の手法を取った例もありますし、定期的な監査というような名目でまったく別の部署の人が面談する等の形であぶり出すというようなやり方も工夫していく必要があると思います。

横山：その案件だけにフォーカスして調査に入るのではなく、全体を網かけするような形での調査で、何のための調査なのかよく分からなくしてやるということも、多少コストとの関係もありますけど、必要になってくる場合も出てくるのかなと思います。

岩田：また、これまでも就業規則等から、窓口担当の従業員には、業務上守秘義務が課せられていたと思いますが、改正により守秘義務に関する意識が窓口担当の従業員を含む従業員全体にとって、より高まったと考えます。

出口：過去の事件の影響も踏まえて守秘義務の罰則規定が設けられており、公益通報制度の拡充は進んでいると思います。ただし、例えばハラスメントに関する相談を通報者さんから受けて、内部通報するかどうかの判断をするにあたり、会社での具体的な調査内容や調査手法が大きな関心事項になることがあります。通報者としては調査の過程等で、事実上、通報者が推知されてしまうような手法は避けてほしいと思うのが当然ですので、そのような通報者の立場からすると、具体的な調査方法、調



公益通報者保護特別委員会
委員

出口 裕規 (60期)



公益通報者保護特別委員会
副委員長

岩田 登希子 (63期)

査内容等を、少なくとも従業員に開示、情報共有していただけると、相談を受けた弁護士としてもアドバイスしやすいと考えます。その実情がよく分からないと、リスクを回避する方向の助言にならざるを得ないときが多々あります。

川崎：まさに出口委員がおっしゃった点は、通報者が、通報後の状況について具体的なイメージを持つことが難しいことに由来すると思います。というのは、ほとんどの通報者は初めての通報が多く、通報後の手続はフローチャート等をポータル等に掲載しているものの、不安に思われる方が多いです。通報者との面談の際に、当該事案において想定されるヒアリング対象者や調査をする際の被通報者への伝達内容等を説明した上で、通報者への報復や不利益な取り扱いをしないよう誓約させるので安心してほしい、ということも説明しなければと思っています。

岩田：実際ヒアリングする際に対象者から誓約書を提出してもらっているのでしょうか。

川崎：しています。ヒアリング対象者が、うっかり通報に関係する話を部内でするだけでも通報者が不安に思うこともあると思うので、誓約書を書いていただくというのをスタンダードにしています。

横山：会社の方針で誓約書を作成することを決めて、誓約書を取るのが当たり前となれば、誓約書作成に協力する方も多いと思います。やはり一番大事なのは、通報者の保護、通報者の安心感を確保していくことと考え、この安心感のために刑事罰が科される守秘義務が設けられたと考えます。具体的な保護内容を通報になる前の初期段階の相談の中でも示すことができれば、安心して通報できる方が増え、それが会社のコンプライアンスにも資すると思います。

4 保護対象の通報者が 増えたことによる影響

横山：公益通報者保護法に基づき保護される対象の通報者が今までは労働者だけでしたが、退職後1年以内の退職者や役員も追加されました。この点の影響について委員の皆様にお話を伺います。

川崎：当社グループでは、規程に退職者及び役員を通報できる者として追加しました。ただし、実際に退職後に通報される方は一定数いましたので、退職者についても実際は通報を受理して対応していたという実績があります。今後は、規程で保護される者なのかどうか、例えば退職後1年以内なのかどうかという確認をする必要がありますが、これは結構難しいと思っています。当社の退職者であれば、退職後1年以内の把握は、自分たちがアクセスできる情報の中で確認ができると思いますが、子会社及び孫会社の従業員やアルバイトの方ですと所属していた会社の人事へ確認が必要になり、範囲外共有にならないよう通報であることを伏せて唐突に親会社の窓口から子会社等の人事に問い合わせをするというのも現実的ではありません。そのため、実際は通報者から退職日が分かる情報を提供していただく等して運用していくのが現実的と考えております。また、当社では、従業員の退職に伴う手続の案内文に、退職後1年間窓口の利用が可能である旨を追記しました。通報対象者が広がったことにより、広く内部通報をしていただけますので、当社としては、企業の自浄作用が働くチャンスとして捉えています。

岩田：多くの規程では、通報対象者にはその調査結果等の通知をすることになっていると考えますが、通報対象者が増えたことでこの通知をしなければな



らない方が増えました。特に退職者の中には連絡先を教えてもらえない、連絡が取りづらい方がいるので、対応に困る場合があると考えております。

出口：当会の通報相談では、退職した方や退職しようとする方からの相談が多く、内部通報で退職者からの通報を受け付けているのであれば、担当弁護士としては相談者に内部通報を検討してみたいのではないかとというアドバイスがしやすくなります。ただし、相談者さんが退職してから11か月と2週間ぐらいたったようなところに相談してきた場合は、退職後1年経過後の通報も受け付けてくれる会社であれば良いのですが、そうでない場合は直ちに内部通報を検討しなければならないので、相談を受ける際は退職時期を気にしておく必要があると考えます。

5 外部通報の要件緩和

横山：通報要件で行政機関や外部の報道機関などへの外部通報の要件が少し緩和されました。特に行政機関には氏名等を記載した書面を出せば真実相当性までは備えなくてもできるようになり、影響が大きいところと思います。この点の影響について委員の皆様にお話を伺います。

川崎：外部通報の要件緩和により、外部通報されるリスクが高まっているとの認識は社内でもあります。社内で違法な行為があった場合に、内部通報により企業自身が自浄作用を発揮して是正していくのが本来の姿だと思います。万が一外部通報されてしまえば、レピュテーションリスクが発生し、ステークホルダーからの信頼を喪失し、会社としては大変な損失になってしまうので、これを防いで企業として本来の姿を維持するには、結局は窓口の信頼

性の向上・維持に尽きると考えております。窓口担当者は、専門家ではなく、人事異動により窓口担当者となるケースもあるので、毎年担当者向けの研修を実施しています。また内部通報窓口の認知度を向上させることも実は大事で、その二本立てが会社の中では重要であると考えております。

岩田：外部窓口担当業務をしていて感じるのは、通報者があえて外部窓口を選択したのは、外部窓口自体の信頼だけでなく、外部窓口を弁護士が担当していることへの信頼も一定程度あるのではないかとということです。外部窓口担当は、内部通報窓口のいわゆる最後の砦みたいなところがあると自負しており、窓口に来たものについては、できる限り受け付けて、丁寧に専門家としての対応をとります。外部通報の要件が緩和されたとしても、我々がすることは従前と変わりません。

出口：改正により、行政機関への通報要件が緩和され、また通報対象事実の拡大に伴う行政機関が対応しなければならない通報範囲の拡大も考慮すると、行政機関への通報は容易になっています。改正前よりも内部通報と行政機関の通報のいずれを選択するのか悩む場面が多くなっているとの印象を受けます。

横山：行政機関やマスコミといった外部に通報内容が今までよりは出やすくなっていることから、できれば自浄作用を各企業が働かせるようにした方がコンプライアンスにも資するし、レピュテーションリスク等のさまざまなリスクをある程度コントロールしながら解決することができるということですね。そういう意味では、この改正に対応して事業者は内部通報制度を適切に整備・運用していくということが非常に重要になってくるということでしょうね。

国際ロマンス詐欺

副会長 市川 尚 (48期)

主な担当業務：市民窓口, 非弁取締, 非弁提携
取締, 紛議調停, 会務活動, 公益通報者保護,
法曹養成, 民事司法改革, 公害・環境, 子どもの
人権, 性平等, 民暴, 犯罪被害者, 労働法制等



不祥事担当理事者の私が最近毎日のように耳にするのが、掲題「国際ロマンス詐欺」というキーワードである。

交際関係にある（と、当事者は誤解している）外国人の異性から、あるいは甘言、あるいは巧みな勧誘を受け、送金や投資をしてしまったところ、だまされていたと気付いたときには、すでに多額の被害を受けている、もちろんその異性はとっくに行方をくらましている…。これが典型的な国際ロマンス詐欺だ。

特徴的なのは、送金や投資が、海外向けに、また、ビットコインなどの暗号資産で指示されるケースが多く、詐欺師の摘発どころか特定すら不可能に近く、被害回復が通常の詐欺事犯以上に非常に困難な点である。

実態について適切な統計もないようだが、昨今、その横行が社会問題化しており、日夜真摯に救済に取り組み、実際被害者のため成果を上げている会員諸氏も少なくないとは聞く。

だが、他方で非常に問題なのが、国際ロマンス詐欺の解決実績を誇大にアピールし、さらには、被害回復がいかにも容易であるかのように誤信させるネット広告を大々的に展開、被害者の藁にもすがろうという思いに乗じて依頼を募り、被害金額に応じた高額の着手金を支払わせる、しかし、ろくな解決手段も講じないまま（講じられないまま？）事件を放置している…そう非難されても仕方ない弁護士がひとりやふたりじゃないということである。着手金詐欺と言われてもしかたないではないか。

そういった面々の背後には、弁護士とタイアップ

してもうけをたくらむ悪質な広告業者が控えているのが常だ。あえていえば、広告業者にあやつられて、国際ロマンス詐欺「弁護詐欺」の先棒をかつがされているとしか見られない弁護士すらいる。憂うべきことだ。

当会としても、こういった状況をそのまま放置することはできない。弁護士会として何らかの対処・対策ができないか、たとえばネット広告への注意喚起の声明とか、あるいは、悪徳広告業者の「魔の手」から会員を守る啓発とか、そもそも国際ロマンス詐欺にご用心！…という市民へのアピール、警視庁や消費者団体などともタッグを組んでの運動とか。

しかし、まずは、自治団体としての自浄、つまり、足元で起きている、あるいは、起きつつある国際ロマンス詐欺救済に名を借りた会員不祥事や不当な広告の取り締まりを徹底することが先決ともいえる。また、会の取り組みが、国際ロマンス詐欺の解決に本当に熱意を注いでいる弁護士たちを、万一にも萎縮させるようなことになってはいけぬ。むしろ、彼らとも連携して、詐欺被害回復のための効果的な法的手段を研究し、場合によっては立法提言にも取り組む。…弁護士、弁護士会に期待されているのはそういった知恵と強さ、つまりは解決能力かもしれない。

…と、担当業務が機縁となり、日々様々な難題に直面する。

しかし、こういうときに限らずいつでも率直な意見交換ができ、知恵を貸してくれる、実に頼りになる、愛すべき理事者たちが集う部屋。それが東弁理事者室なのである。

令和4年6月30日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「家事調停について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43期)

令和4年6月30日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「家事調停について」でした。

1 裁判所からのご説明

まず、家事調停手続に関する概要の説明がありました。

次に、中心テーマである「家事調停手続におけるウェブ会議の導入」について、現在、東京、大阪、名古屋、福岡の本庁で試行されており、本年度中に横浜、さいたま、千葉、前橋、静岡を含む19の各家裁本庁に試行を拡大予定であること、Webex Meetingというウェブ会議システムを利用することなどの説明がありました。ウェブ会議には、①当事者の出頭負担の軽減、②安全・安心な調停手続の実現、③感染症対策などのメリットがあるとのことがありました。これまでの試行の中での課題としては、①対象事件の選別、②非公開性の担保の2つがあり、特に②については、なりすましや第三者の立会いがいないことの確認に注力しているとのことでした。

2 模擬調停の実施とご説明

東京家庭裁判所本庁19階の大会議室の一角を調停室、別室を法律事務所に見立ててノートパソコンを持ち込んでウェブ会議による模擬調停が行われました。事案は妻が夫に暴力を振るわれていたとして申し立てた離婚調停で、第1回期日では出頭した妻が取り乱して真意を引き出せず第2回期日をウェブ会議としたという設定でした。夫は裁判所に出頭し妻は代理人弁護士の事務所から出席、夫には妻側がウェブ出席していることを説明したうえで直接話を聞き、その後妻の代理人弁護士の事務所に電話をして代理人弁護士と妻がパソコンの画面に現れて話を聞く、という流れでした。最初に代理人弁護士と妻が画面に現れた際にはパソコンのカメラを360度回して2人しかその空間にいないことや録音・録画をしていないことの確認などが行われました。代理人弁護士がいない場合で当事者本人と初めて画面上で会う際などには画面で身分証明書の提示を求めるとのことでした。

3 意見交換

まず、家裁委員からウェブ会議で当事者の心の奥がみえるのかとの質問があり、裁判所からは電話会議よりも表情もわかり心情はくみとりやすい、裁判所に直接出頭して話したいという当事者の要望があれば従う、調停の段階ごとにウェブ会議とするかどうかは使い分けるなどのお話がありました。

通信が中断した場合どうするのかとの質問に対しては、電話会議に切りかえて続行するなどの回答がありました。

裁判所によれば、ウェブ会議のカメラのとらえる範囲が広いので手元の記録やメモ等がうつらないように置く位置をどこにするか画面のうつり方に注意すること、画面共有やファイル共有はしない、バーチャル背景は使用を控えてもらっているとのことでした。

代理人弁護士は事務所で、本人は自宅で、相手方は家裁で、という3か所でのウェブ会議は実施できるかとの家裁委員からの質問に対しては、裁判所はこれまで事例としてはほぼないようであるが、たとえばDV事案で相手方に弁護士の事務所にいると知られたくないなど、事案によりニーズがあれば応えていく必要はあるとのことでした。

裁判所によれば、代理人弁護士がついていない事案での試行も行っており、手続の生命線である非公開性が実現できるかどうかや当事者のITスキルなどの見極めをしている、ウェブ会議の本格実施の時期については現時点では明確には決まっていないとのことでした。

なお、遺産分割調停でもウェブ会議は導入されているとのこともありました。

4 次回令和4年11月30日のテーマは「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207



2022年度 夏期合同研究

7月7日から13日の5日間に亘って、2022年度夏期合同研究が開催された。本年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Zoomを利用した完全オンライン開催となった。20の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ757名、全体討議はのべ69名が参加した。

第1分科会

死因究明制度の問題点

刑事法対策特別委員会副委員長 神谷 竜光 (67期)

法医学者である吉田謙一東京大学名誉教授を招聘し、昨年に続き、「死因究明制度の問題点」について、具体的な症例を踏まえつつ、以下のような講演と質疑討論を行った。

日本の制度では、医師法21条の異状死届出が公的死因究明の端緒となりうる。しかし、広尾病院事件をはじめ、診療関連死を届け出るのが大論争となった。その後、改正医療法により院内事故調査制度が創設されたが、第三者による死因究明制度ではない。死因究明推進法や死因・身

元調査法も施行されたが、必ずしも解剖されるとは限らず、誤認検視や死因の誤認が起こりうる。英国では、異状死として coroner（検死官）に届け出るべき場合が具体的に法定され、医師の自律的管理団体である医事審議会（GMC）が医師に対する行政処分を行う。オーストラリアのビクトリア州では事故予防のための法医学研究所（VIFM）がある。吉田教授の経験等に照らして、日本においても患者に情報共有される公的な死因究明制度が必要であり、弁護士からの議論も期待したいとのことであった。

第2分科会

早期開示命令制度で民事訴訟はこう変わる

民事司法改革実現本部事務局長 高梨 滋雄 (60期)

今年度の民事司法改革実現本部は、先日、日弁連理事会で承認された『早期開示命令制度』の立法提案に関する研修会「早期開示命令制度で民事訴訟はこう変わる」を開催した。冒頭この制度の発案者である三木浩一教授（慶應義塾大学法科大学院）から提案趣旨について説明をいただいた。我が国の民訴法には、通常の民訴法にあるはずの情報収集制度（英米法のディスカバリー、ドイツ民訴法142条の職権による文書提出命令など）がなく、その結果、公正・

公平な裁判の実現に困難が生じている。そのため、我が国の民訴法に『早期開示命令制度』が必要であることの御説明をいただいた。続いて当本部の委員らが、実際に『早期開示命令制度』が現実化されたときに想定される運用を寸劇で表した。今後、『早期開示命令制度』は法制審議会において議論される予定であり、当本部は、引き続いて『早期開示命令制度』の立法化に向けて広報・周知に尽力していく予定である。

第3分科会

インターネット上の誹謗・中傷に対する対応と 法律事務所のサイバーセキュリティマニュアルについて

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長 清水 佳代子 (68期)

情報通信技術の変革、多様化・高度化を背景に、SNSへの書込やサイバー攻撃等、弁護士に対するインターネットを使用した業務妨害事案が発生している。そのような中、昨年9月には、東京三会の委員会が共同で立ち上げたインターネット弁護士業務妨害対策PTが「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル」を発行した。

本分科会では、前半で、PTのメンバーである当委員会の齋藤悠貴委員よりインターネットを使用した近時の弁護士

業務妨害の動向・誹謗中傷被害を受けた場合の対応について、具体的な事例を示して解説がなされた。

後半は、同メンバーの北條孝佳委員が、法律事務所・弁護士へのサイバー攻撃に対するセキュリティーの必要性を示し、具体的な対策について解説をした。

これらの解説は、被害の予防・拡大防止を図るために必要な視点が明示され、今後のインターネットを使用した弁護士業務妨害の被害減少に繋がる内容であった。

第4分科会

諸外国の犯罪被害者支援機関（犯罪被害者庁）について

犯罪被害者支援委員会副委員長 塩見 貴章 (65期)

琉球大学法科大学院教授である当会の齋藤実会員から、日本の犯罪被害者支援の歩みやノルウェー、スウェーデンの支援制度について、報告がなされた。

近時、国選被害者参加制度の利用件数が増加しているものの、損害賠償命令手続きの利用件数はそれほど増えていない点が指摘され、これは、損害賠償命令制度を利用して、現実の回収には必ずしもつながらないことが一要因として挙げられる旨の報告がなされた。また、日本では、犯罪被害者条例が各自治体において制定され、支援制度に取り

組みつつあるものの、被害賠償については、明石市の条例において唯一規定があるのみで未だ不十分であることも、報告された。

これに対し、ノルウェーやスウェーデンにおいては、「国」が犯罪被害者に対し犯罪により被った損害を立替払いし、これにより犯罪被害者の被った損害が補償されていること、また、両国においては、犯罪被害者支援を一元的に行う機関があり、これにより、犯罪被害者の手続的負担が軽減されていることの報告がなされた。

第5分科会

国際比較の視点からみた東京における法律扶助制度の現状と課題

司法改革総合センター事務局次長 鈴木 洋子 (50期)

池永知樹弁護士（埼玉弁護士会）による講演では、アメリカ大都市との比較で東京も同様の弁護士業界の構造変化がみられるがアメリカよりは緩やかで、単独・小規模事務所が最大成層として維持され、弁護士会を通じて結束しているため、法律扶助に関わる弁護士会の役割が重要との指摘があった。東京都内の法律扶助サービスには目詰まりの状況があり、スキームとして援助対象範囲の狭さと全額償還制度が問題であること、イギリス・フランスとの比較を通じて、

日本の法律扶助報酬を改善するとともに、プロフェッションの自治と独立維持のため、弁護士会の主導的関与の必要性が指摘された。

次に、コメンテーターとして、亀井時子会員からは、法テラス東京の現状および行政と共同して相談拠点を増やすことの重要性が指摘され、吉田英樹弁護士（大阪弁護士会）からは、地域司法計画データの活用や行政連携センターの活動等の大阪弁護士会の取組みについて紹介があった。

第6分科会

在日韓国・朝鮮人の相続法，及び相続実務について

外国人の権利に関する委員会委員 濱口 将太 (69期)

本分科会では，当委員会の李世燦委員から，在日韓国・朝鮮人の相続法及び相続実務について解説がなされた。

外国人登録原票の「国籍・地域」欄には，「韓国」籍と記載される場合と「朝鮮」籍と記載される場合があり，後者の「朝鮮」籍は，歴史的経緯からすると，朝鮮半島出身者若しくはその子孫であることを意味するに留まるものであるとの指摘があった。これは，被相続人の外国人登録原票に「朝鮮」籍と記載されている場合，準拠法を朝鮮法とするか，若しくは韓国法とするかが争点となり得ることを意味する。この点について裁判所の認定・判断は分かれているところ，被相続人がいずれかの国家に根付く国際的組織に所属していたかどうかや，本籍地等が考慮要素となる旨の説明があり，韓国法が準拠法となった場合における適用規範や留意点についても言及があった。

他にも，国内外の相続人調査の方法や相続放棄のポイント等，事件の具体的な処理に役立つ解説もなされた。

第7分科会

中小企業の環境対応と弁護士業務 —地球を破壊から守る SDGs

中小企業法律支援センター委員 山崎 岳人 (64期)

当センターに設置されたSDGsPT（湊信明座長）は，SDGsの中小企業への普及活動に取り組んでいる。本分科会では，SDGsの中でも特に環境問題に焦点をあて，中小企業の環境対応と弁護士業務への影響をテーマに取り上げた。

冒頭，当センターの道あゆみ本部長代行から，SDGsが弁護士・弁護士会の諸活動に深く通じるテーマであること等に触れられた挨拶があり，続いて，①SDGsとは何か（小西麻美委員），②SDGsの取り組みと弁護士の支援活動

（青木正明委員），③中小企業が環境問題に取り組む意義とその対応（馬場宏平委員），④環境対応が契約実務に与える影響（山崎岳人委員）に関する講演が行われた。最後に，SDGsPTを代表して相川泰男委員から，3つの視点（企業の存在理由・企業の抱える課題・企業に対する社会の要請）から中小企業がSDGsに取り組むべき理由をテーマとする挨拶がなされた。

本分科会が，SDGsと弁護士業務の関係を会員の皆様に知っていただく機会となっていれば幸いである。

第8分科会

ロシアによるウクライナ侵攻と日本の安全保障

憲法問題対策センター副委員長 棚橋 桂介 (66期)

本分科会では，防衛ジャーナリストの半田滋氏を招き「ロシアのウクライナ侵攻と日本の安全保障政策」をテーマに講演をしていただいた。

前半では，ロシアがウクライナ侵攻に至った経緯，それまでのNATOのロシアへの対応という問題の背景に触れ，問題を日本に置き換えて考える際には，共通点と相違点について冷静な議論が必要であるとの指摘がなされた。

後半では，台湾有事は存立危機事態との言説があるが，正しくは「安倍政権で成立した安全保障関連法によって『密

接な関係にある他国』に該当する米国が中国と戦争することで，同法に基づく対米支援が行われ，中国からの攻撃を呼び込んで日本有事に発展する」というべきであること，敵基地攻撃能力の獲得は憲法上禁止されていると国会で繰り返し答弁された攻撃的兵器の獲得に他ならないこと，「抑止」は破れたり「安全保障のジレンマ」に陥る危険があり，日本は諸外国と連携し米中に戦争回避を訴え続けなければならないこと等が指摘された。

第9分科会

不法行為法の基礎

不法行為法研究部事務局長 伊豆 隆義 (40期)

昨年に引き続き「不法行為法の基礎」として、「過失」についての事例研究を行った。

まず、高梨滋雄部員が、総論として、裁判実務における予見可能性と結果回避可能性の位置づけ等を論じた。

続いて、事例研究の1番目として、志賀晃部員から、最高裁令和2年1月21日判決（泥棒運転事件）を事例として、検討結果が報告された。

2番目に、稲村晃伸部員が、東京地裁令和2年12月8日判決・東京高裁令和3年8月4日判決（スーパー店舗内で

の天ぷら転倒事件）についての報告を行った。

3番目には、神村大輔部員により、東京地裁平成31年2月26日判決（司法書士の本人確認義務にかかる過失の事案）についての報告がなされた。

最後に、花本広志教授（獨協大学）により講評がなされた。

当部では毎月第2木曜日18時半から研究会を開催している。不法行為法は実務に直結する分野であり、多くの会員の参加が望まれる。

第10分科会

変化が求められるハラスメント対応
～共に考える『弁護士業務とハラスメント問題』～

男女共同参画推進本部委員 辻 亜希子 (67期)

初めに、ハラスメント問題に携っている弁護士によるパネルディスカッションを行った。使用者側の立場からは当会労働法制特別委員会の萩原怜奈副委員長、労働者側の立場からは当本部の菊地初音委員、コーディネーターとして当本部の坏由美子事務局長が参加し、①相談内容の最近の傾向の分析、②相談対応の留意点、③労使双方が事件解決に向けて相手方に望むこと、のテーマに沿って、実務対応上の工夫や心構えなどを議論した。そして、よりよい職場にするために、立場の違いを超えて弁護士が役割を発揮して

いくことの重要性を確認した。

次に、片岡義広会員から『「ハラスメント」と弁護士の役割』と題する講演があり、ハラスメント問題の基礎的知識の説明の後、ハラスメント対策に弁護士が関わることの現代的意義について解説がなされた。

最後に、当本部及びハラスメント防止委員会から、当会のハラスメント対策と女性社外役員候補者名簿提供事業について説明を行った。

第11分科会

民事信託の最前線（実務と判例研究）

弁護士業務改革委員会信託PT座長・信託法研究部事務局長 清水 晃 (65期)

今年度は、弁護士業務改革委員会の信託PTと信託法研究部の合同で開催をした。第1部として、信託法研究部の部長の山口正徳会員が、民事信託の概要（民事信託の基本概念、信託の目的と信託の終了についての考え方）を解説した。第2部では、判例研究として、①東京地判平成30年9月12日（信託と遺留分）を土方恭子会員が、②東京地判平成30年10月23日（信託契約の終了）を鶴之沢大地会員が、③東京地判令和3年9月17日（信託契約書作成に

おける専門家責任）を牧野裕貴会員が、それぞれ発表した。今年度の夏期合研は、コロナ禍ということもあって、ウェビナーでの開催となったが、50名近い会員にご聴講いただいた。民事信託は、まだ発展途上で、未知の問題も多い領域である。しかしながら、民事信託は、遺言や後見では実現できない、依頼者の希望を叶える可能性を秘めたツールでもある。今後とも、有益な情報を提供できるように取り組んでいきたいと考えている。

第12分科会

コロナ禍によって生じた労働問題にどう対処すべきか ～弁護士が押さえておくべき新しい問題と実務～

労働法制特別委員会委員 吉岡 剛 (59期)

掲題に関して、当委員会の堀川裕美委員、当職、室賀祥護委員、野村亮輔委員、松本貴志委員、友成実委員（発表順）から、①テレワーク、②ワクチンハラスメント、③シフト削減、④整理解雇、⑤フリーランス、⑥団体交渉について発表を行い、芦原一郎委員から整理や問題提起のコメントをしてもらう形式で進行した。

発表用資料については、発表者のほか、石田達郎委員、森田梨沙委員、丸山和広委員、竹村和也委員、安藤啓一

郎委員にも尽力いただいた。資料は、今後の職場の人的・物的環境の整備、改善の検討や労働組合対応等にあたり参照価値の高いものになったと自負している。

第13分科会

世界各国と日本の刑務所内における処遇の比較について

刑事拘禁制度改革実現本部委員 氏家 宏海 (61期)

龍谷大学矯正・保護総合センター長である浜井浩一教授に国内外の刑務所の処遇についてお話しいただいた。日本の行刑の歴史では、保安の原則の下での密行行刑が継続していたが、21世紀に入り、名古屋刑務所事件・厳罰化による過剰収容・エビデンスに基づいた処遇の導入等により、大きく変化したこと、政府による再犯防止への舵切りについてお話しいただいた。他方で、刑務所の体制は変わっておらず、高齢・障がい受刑者の増加などの問題もある。この点、

イタリアでは、刑務所からの脱施設化を図って地域移行が進んでいる。ノルウェーの刑務所では、住環境としては極めて整っているが、イタリア同様、障がい者や高齢者の受刑者は非常に少ない。諸国との比較から、現在の刑務作業中心の処遇は、社会復帰には無用かつ有害であり、これからは、社会とつながる刑務作業や社会内処遇が求められるとのことであった。その後、活発な意見交換が行われた。

第14分科会

実践的弁護士費用保険活用法 ～交通事故処理の基本をおさえながら

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 池田 龍吾 (71期)

本分科会では、近時のLACの情勢と拡大状況について取り上げた。

まず、伊藤委員長から、弁護士費用保険の対象として、現状でも交通事故案件がまだまだ多数を占めているが、ネットトラブル案件等拡大分野についても、対象となるものが増えてきていることが報告された。

次に、神永副委員長により、交通事故の具体的な説例を基に、解説およびディスカッションが行われた。

設例は、過失割合が争点となり、経済的利益も高くな

らないことが想定される事案であったため、受任するか否か、受任のタイミング、着手報酬金制またはタイムチャージ制いずれを選択すべきか等について意見交換がなされた。

最後に、石田副委員長から、今後、拡大分野が広がっていけば、拡大分野の保険の利用方法についても、今回のように報告したいと考えていること、また、弁護士費用保険の利用についての疑問点は、遠慮なく委員会に相談してもらいたい旨が報告され、閉会となった。

第15分科会

報道の自由の当時と今／最高裁を動かした『諏訪メモ』が表に出るまで

人権擁護委員会委員 清水 勉 (40期)

1949年夏、福島県内の東北本線で起こった列車転覆事件、松川事件と言え、17人の被告人の無罪判決に貢献した『諏訪メモ』（被告人のアリバイ証拠）を60代以上の弁護士ならご記憶だろう。分科会は、青島頭毎日新聞記者がかつて『諏訪メモ』記事を書いた倉嶋康元毎日新聞記者にインタビューする形式で行った。倉嶋氏が『諏訪メモ』が福島地検にある（隠していた？）ことを確認し毎日新聞の福島県版（全国版ではなかった！）に書いたのは、驚いたことに記者になって2年目の夏だった。倉嶋氏には、当時

の新聞業界の松川事件に対する関心の低さ（「あの事件はもう終わった」）、元被告人との出会い、弁護団との関わり、福島地検検事正などとの普段のつきあいや『諏訪メモ』を巡るやりとり、報道後の福島県警の豹変ぶり、福島地検の変わらない態度などを生々しく語っていただいた。

意見交換では、松川事件弁護団の弁護士との数十年ぶりの再会、同弁護士から刑事裁判の補充説明という驚きのお土産があり、感激的だった。

第16分科会

持続可能な社会 (SDGs)
～消費者市民社会の視点から～

消費者問題特別委員会委員 佐伯 理華 (62期)

本分科会では、福井弁護士会の島田広弁護士を招いて消費者市民社会やSDGsの意味と重要性、今後の課題などについて基調講演していただき、その後、島田広弁護士、当委員会の委員で一橋大学名誉教授の松本恒雄委員、当委員会の鈴木敦士委員をパネリストとして迎えて、「エシカル（倫理的）消費のための環境整備としての情報提供」「エシカル消費のための環境整備としての消費者教育」「誰一人取り残さないための施策」「消費者の参画を支援する適格消費者団体とジェンダー問題」という4つのテーマでパネル

ディスカッションを行った。

本分科会では、1時間半という短い時間ながら、消費者市民社会やSDGsの基本的理解から、現在その実現に向けた過程で問題となっている点、現在の社会をより良い方向に導いていくための消費者行動のあり方やその目的に資するための弁護士の活動の方向性についてまで、幅広く充実した議論が展開された。

本分科会は、テーマは大きなものであったが、日々の弁護士としての活動において重要な指針となる内容であった。

第17分科会

望ましい裁判官像とその実現に向けた取り組みとは

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 戸井川 岩夫 (43期)

望ましい裁判官像実現への取り組みの前提として、裁判官の訴訟指揮等の現状につき、参加者からの事例報告をもとに意見交換を行った。裁判官が記録をよく読みの確な訴訟指揮のもとに和解がなされ時間がかかっても高い評価となる事例、短期間の審理で判決に理由らしい理由も書かれていない事例、問題はあつものの、再任期裁判官や裁判官人事評価の報告書を書く際、どう評価すべきか難しい事例もあった。

取り組み方法として、関弁連からの裁判官評価アンケート

実施要請につき、原田副委員長より報告があり、アンケート回収率が約80%にのぼる新潟県弁護士会の取り組みについて積極的に評価する意見が多く出された。裁判官の評価は時代の要請であり弊害はないとの意見、アンケート結果公表は波動的に問題が生ずる、裁判官の独立の観点から慎重にすべきとの意見もあった。

参加者からの貴重なご意見を踏まえ、当委員会で議論を深めて参ります。

第18分科会

司法の国際化

～送達・証人尋問の電子化と主権の問題及び英語対応の拡大～

国際委員会副委員長 光野 真純 (66期)

本分科会においては、「司法の国際化～送達・証人尋問の電子化と主権の問題及び英語対応の拡大～」をテーマに国際委員会の早川吉尚委員による講演が行われた。

本講演は、①裁判におけるIT化と国際送達・国際証拠調べ、②裁判における英語の利用、③裁判における外国法の調査から成り、①は、「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」における意見が具体的に紹介された。②は、非英語圏の諸外国の導入例や仲裁法

改正における東京地裁及び大阪地裁での英語利用の実情、③は、日本における準拠法選択と管轄の関係及び諸外国での外国法調査の方法が紹介された。

いずれも興味深いものであったが、特に、アジア諸国の中でも日本は法の支配や裁判所への信頼が厚く、近代的な司法制度の導入や運営によって、司法ハブとしての地位を獲得し得る状況にあるとのご意見が印象的であり、日本の今後の司法制度に期待できる講演であった。

第19分科会

困難なクライアント

—より良い関係性の構築のための幾つかの技法—

公設事務所運営特別委員会委員 押田 朋大 (63期)

公設事務所運営特別委員会では、「困難なクライアント—より良い関係性の構築のための幾つかの技法—」と題して、法律相談に関する発表を行った。

当委員会は、当会が擁する3つの公設事務所（東京、北千住、多摩の各パブリック）の運営に関する委員会であるが、公設事務所においては困難事例を含む多くの法律相談が行われており、そのなかで蓄積されてきた相談技法を、他の会員のご参考にしていただくというのが本企画の趣旨である。

発表では、法律相談における基礎的な考え方などのミニ講演を行い、その後3つの公設事務所の弁護士による座談会を行った。

法律相談のやり方は究極的にはその弁護士のカラーにも左右されるため、絶対的な「正解」が存在するものではない。したがって、この発表で話した内容も、「こうやるべきだ」といったものではない。聴講された方に、なにか一つでも持ち帰っていただけるものがあつたとするならば、幸甚である。

第20分科会

死後事務委任

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 成年後見部会部会長 野口 敏彦 (59期)

今回、当委員会は「死後事務委任」をテーマとする報告を行った。当該テーマを取り上げたのは、近時おひとり様の増加等を背景に、「死後事務委任の相談を受けることが増えてきた」という会員の声を多く聞くようになったためである。

当日は、架空の相談場面をモデルとした30分程度の寸劇の形で実務的な解説を行った後、死後事務委任に関する基本的事項・判例の紹介、法定後見・任意後見との関係、遺言・死因贈与契約との関係といった論点に関する説明を行った。

幸い聴講者数は100名の大台を超え、事務局の方によると全分科会の中で一番多かったとのことである。現在死後事務については玉石混交の事業者が実務を担っており、中には依頼者の死後、ほぼ全ての財産を贈与させる契約を押し付けている業者も存在する。このような業者の暗躍を許さないためにも、一人でも多くの弁護士がこの分野に参入し、適正な実務を広めていただきたいと切に願う次第である。

全体討議

弁護士業務における情報セキュリティ対策

～弁護士情報セキュリティ規程と「基本的な取扱方法」の策定について～

広報室嘱託 濱島 幸子 (64 期)

1 はじめに

本年5月18日、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し*1、弁護士が訴訟代理人となる事件については、訴状を含む裁判所に対する申立て等のオンライン提出が義務付けられることとなった。刑事手続の電子化についても検討が進められており、裁判実務が紙から電子に置き換わっていくことは既定路線となっている。

また、本年6月の日弁連定期総会で「弁護士情報セキュリティ規程」(2024年頃施行)が可決され、弁護士業務においても電子化への対応が求められていることから、今年度は情報セキュリティ対策をテーマに全体討議が行われた。

2 講演1「弁護士情報セキュリティ規程」の概要

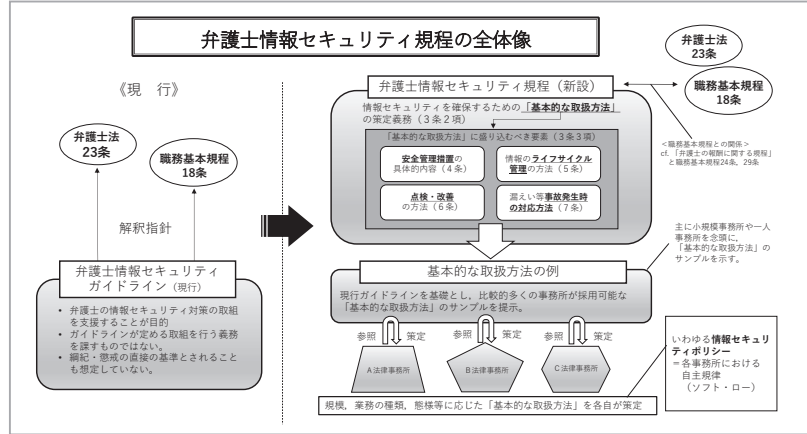
日弁連・弁護士業務における情報セキュリティに関するワーキンググループ座長の柳楽久司弁護士(第二東京弁護士会)より、「弁護士情報セキュリティ規程」について、制定の背景、既存の「弁護士情報セキュリティガイドライン」との関係、各条文の説明がなされた。

同規程3条において、弁護士等に情報セキュリティ確保のための「基本的な取扱方法」の策定が義務化されたことが特に重要であり、今後モデル案が日弁連から提示されることとなった。「基本的な取扱方法」策定の前提となる危険把握のために、まずは自分の執務状況の把握・点検(使用機器の購入時期、アップデート状況の確認など)を行うことが推奨された。

3 講演2「情報セキュリティの最重要ポイント」

～クラウド&メールに特に注意しつつ

日弁連・刑事手続IT化プロジェクトチーム、情報セキュリティワーキンググループの山本了宣弁護士(大阪弁護士会)より、クラウド及びメールの利用に際しての具体的な注意点につき、解説がなされた。



(1) クラウド

クラウドは情報の宝庫であるため、利用に際しては①ログイン②共有③性能・信頼性④規約という大きく4つの問題に留意する必要性が指摘された。

特に①ログインに用いるパスワードについては、実際の漏えい事例を交えて説明がなされ、二要素認証、パスワードマネージャーの利用が推奨された。

②共有設定については、ゲストモードを用いた確認、ビジネスアカウントを用いた管理者の権限強化などが対策としてあげられた。

③④に関わるサービス選びについては、ビジネス向けが安心であり、トッププロバイダーやISMAPクラウドサービスリストから選ぶと手堅いことの紹介があった。

(2) メール

メールは、既に「連絡手段」を超えた性質を有しており、セキュリティを徹底する重要性が指摘された。対応方針として、利用サービスの見直し、ログイン時のパスワード徹底、内輪の連絡のチャット移行、添付ファイルを避ける(事前共有フォルダを利用)、メール経由の攻撃の理解・対策(添付ファイルは反射的に開かない、アラートを出すサービスの利用など)について説明がなされた。

4 講師二人による質疑・回答

最後に、講師のお二人による質疑・回答が行われ、充実した全体討議は終了となった。

*1: 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から順次施行



裁判員経験者との意見交換会 実施報告

裁判員制度センター副委員長 小関 利幸 (67期)

1 はじめに

2022年3月15日、当会裁判員制度センターが主催し、同センター委員及び当会刑事弁護委員会委員（いずれも研修員を含む）を参加対象として、裁判員経験者3名による意見交換会（以下「意見交換会」という）をオンラインで実施した。オブザーバーとして、裁判員裁判の研究や裁判員経験者が意見交換をする「裁判員ラウンジ」の主催^いをされている専修大学法学部の飯考行教授をお招きした。

裁判員経験者3名による経験談は、今後の裁判員裁判における弁護人の法廷弁護活動や弁護士会に求められる取組みの改善を模索するにあたり、非常に有益であるため、本誌にて実施報告をする。

なお、意見交換会では、飯教授に司会進行役を務めていただき、刑事裁判手続の流れに沿って裁判員経験者3名に対話形式でお話しいただいたが、本誌掲載にあたっては、刑事裁判手続全体を通じての横断的な項目立てをして経験談を整理した。

2 各裁判員経験者の担当事件等の概要

	担当事件	弁護人の弁護活動の印象
裁判員経験者 A (女性)	傷害致死事件	非常に問題があった。
裁判員経験者 B (女性)	強制性交等致傷事件	非常に的確であった。
裁判員経験者 C (男性)	強制性交等事件	的確であった。

3 ケースセオリーについて

(1) A

弁護人は、冒頭手続の段階では正当防衛が成立するため無罪であると主張していたが、途中でその主張を撤回して、被告人質問の際には情状弁護にのみ注力していた点で印象が悪かった。

また、情状弁護といっても、裁判員の感情に訴え過ぎていて、そのための誘導尋問をすればするほど、印象が悪くなっていった。

なお、弁論では、弁論要旨に検察官の求刑と同じ「懲役5年」を記載していて、誤記を理由に「懲役3年」と修正していたため、最後まで印象が悪いままであった。

(2) B

弁護人による「無罪推定の原則」の説明が非常にわかりやすく、良い意味でのプレッシャーを感じることができた。また、同原則の視点を貫いて裁判に臨むことができた。

(3) C

冒頭陳述の際、弁護人が、開口一番に「被告人は有罪である」「量刑について、主権者として判断してほしい」との説明があった。

裁判員は客、裁判官のお飾りと考えて臨んでいたが、その説明を受けて、主体的に参加しようという意識が変わった。

4 訴訟資料について

(1) A

検察官の書面は、色分けやレイアウトの工夫があり視覚的にわかりやすく、内容についても端的でわかりやすかった。これに対して、弁護人の書面は、文字の羅列だけで視覚的にわかりにくく、内容についても要点を理解しづらかった。

検察官は組織としてのフォローがあり、弁護人にはそれが無いことは承知しているが、弁護士会等がフォローできると良いのではないか。

(2) B

ア 「被告人が被害者との性交にあたって合意が成立していたと誤信していたか否か」が争点であった。公判手続が開始した当初、弁護人、検察官それ

ぞれの書面や口頭説明だけでは理解し切れず、裁判官の説明によって、何とか理解することができた。

イ 弁論の際に、弁護人から、「今は私の話を聞いて、資料はあとで読んでください」と言われた。話自体が非常にわかりやすかったため、資料は不要であった。

その後配布された弁論要旨は、A3用紙横書き2枚で情報量が多かったものの、色付けやレイアウトの工夫があり、非常にわかりやすかった。評議室に戻って弁論要旨を読むと、弁護人による口頭での弁論と相まってスムーズに頭に入ってきた。

5 尋問について

(1) A

ア 最初の証人尋問が事件のキーマンとなる方を対象とするものであったが、緊張のため、補充尋問が全くできなかった。

裁判官からの気遣いを受け、期日を重ねるごとに緊張が解けていき、補充尋問ができるようになっていった。

最初の証人尋問の際に補充尋問ができなかったことが悔やまれる。

イ 主尋問での誘導尋問は、重ねれば重ねるほど説得力が欠けていく印象を抱いた。

(2) B

ア 質問事項がシンプルで、その意図がわかりやすかった。また、検察官にとって弱いところを突き、裁判官が知りたいところを深めていた。裁判官も、弁護人の尋問を絶賛していた。

イ 性被害者への尋問の途中、証言しづらいであろう被害状況についての証言を引き出すときだけ女性の弁護人が尋問をしていた。弁護人という立場でありながら、被害者への配慮を感じ、好印象であった。

ウ 反対尋問の際、複数のシナリオを用意していたようで、証人の証言内容に応じて手元の書面を選別している様子が印象的であった。

(3) C

ア 検察官が性被害者に対して生々しい質問を繰り返して、配慮が足りないと感じた。

イ コロナ禍でマスク着用はやむを得ないと思うが、証人や被告人の表情が読めなかった点が残念であった。

6 評議について

(1) A

量刑データベースの活用について、やむを得ないと思うが、裁判員の存在意義に疑問を抱かざるを得なかった。

裁判員全員が30～50代の会社員であったため、議論がしやすかったものの、多種多様な意見が出たという印象はなかった。

(2) B

裁判員が男性1名を除いて女性であったが、男性被告人による性犯罪だからといって女性の裁判員が必要以上に熱くなっていた印象はない。むしろ、同じ女性の立場として冷静に分析していた印象である。

検察官が、女性裁判員がほとんどであったことを意識してか、被告人に交際相手がいるのに他の女性（被害者）と行為に及んだ点に固執して尋問をしていた。しかし、その点はそこまで重要ではないと認識していたため、検察官の尋問がしつこいという印象を抱いた。

裁判官からは、「むしろ男性裁判員の方が性犯罪に厳しいケースが多い印象がある」との話があった。

(3) C

B同様、裁判官から「女性裁判員の方が性犯罪事案を冷静に見ている傾向にある」との話があった。

7 最後に

意見交換会は、2時間という限られた時間ではあったが、以上のとおり裁判員裁判における弁護士や弁護士会が取り組むべき課題が浮き彫りとなり、非常に有意義な会となった。

裁判員裁判が開始してから13年が経ち、制度自体の問題点が複数顕在化しているため、その改善が必要であることはさることながら、弁護士としては、自身が弁護人を務める裁判員裁判において、わかりやすいケースセオリーの設定・書面作成・尋問・プレゼンテーションや関係者への配慮等が実現できているか、いま一度振り返る必要があることを痛感した。

親子法改正要綱の解説

第5回 生殖補助医療

法制委員会委員 林 祐介 (71期)

法制委員会委員 岩田 真由美 (55期)

1 要綱のポイント

現行の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（以下「生殖補助医療法」）10条は、「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法第774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」と規定する。「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」（以下「本要綱*1」という）は「妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫、子又は妻は、第3の1(1)①及び③の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない。」との規律を設けることとしている。

2 本改正の意義・必要性

現行の生殖補助医療法10条は、民法774条が夫のみが否認権を有するとしていることを前提として、妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子（その精子に由来する胚を含む。）を用いた生殖補助医療により懐胎した子について、夫は、子が嫡出であることを否認することができないとしているが、本要綱により民法774条を見直し、子及び母にも否認権を認めることとなったことから、生殖補助医療による親子関係においても子又は母（妻）も、嫡出否認をすることができないものとしたものである。

まず、母の否認権を制限する理由は、母が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、夫と子との

間には生物学上の父子関係はないが、婚姻している夫婦は生まれた子を夫の子として育てる意思を有していたことからすれば、嫡出推定の及ぶ子について、生物学上の父子関係がないことを理由とする嫡出否認を制限することが相当であることが挙げられている。

次に、子については、自らの意思で、第三者の提供精子により子を懐胎し、夫の子として育てる意思を觀念することはできないことからすると、妻と異なり、否認権を制限すべきではないように思えるが、①第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を用いて、親子関係の形成を行うことを両親が決めたにもかかわらず、生物学上の父子関係がないことを理由として、出生後に法律上の父子関係を否定することができることとすると、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を行った意義を失わせることとなる。否認権の制限と共通する理由である。

また、②子に固有の否認権を認めると、特に、未成年の子に代わって母が否認権を行使することが可能になり、母の否認権を制限することによって身分関係の安定などを図ろうとした趣旨が没却されることが挙げられる。

3 実務に与える影響

2のとおり生殖補助医療を利用したにもかかわらず、生物学上の父子関係がないことを理由に、出生後、法律上の父子関係を否定することができることとすると、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療を行った意義（親子関係の形成を認めること）を失わせる。そのため、本改正による母及び子の否認権の制限は、親子関係の形成に資する一方、実務に与える影響は大きくはないと思われる。

*1：本要綱は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。

第12回 2022沖縄シンポジウム 沖縄とともに
— 慰霊の日を迎えて—

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 寺崎 昭義 (24期)

1 はじめに

沖縄住民約9万4000人とほぼ同数の日本兵の犠牲を出したといわれている第2次大戦末期の沖縄戦は、1945(昭和20)年6月23日、日本軍の組織的戦闘が終了したとされている。

沖縄県は、この日を「慰霊の日」と定めて、糸満市摩文仁の平和祈念公園で、沖縄全戦没者追悼式を行っている。

また、本年5月15日、沖縄は、「復帰の日」50年を迎えた。

数か月にわたる沖縄住民を巻きこんだ地上戦、「鉄の暴風」といわれた米軍の砲爆撃などで、当時の沖縄県民の2割以上の民間人が犠牲となった。

今でも県民投票に示された県民の意思に反して、新たな基地建設が強行されている。沖縄では、戦後は終わっていない。

2022(令和4)年6月25日、標記のシンポジウムが開催された。このシンポジウムは、沖縄県の「慰霊の日」にあたって、戦後77年を経過しようとしている今、戦争の記憶を風化させないこと、多くの住民が戦闘に巻き込まれ犠牲となった沖縄の歴史を忘れないこと、をテーマにしたものである。

本年は、Zoomウェビナーで開催された。

2 第1部 沖縄戦の記憶と教訓

第1部は、石原昌家沖縄国際大学名誉教授が、沖縄戦の記憶と教訓の講演を行った。

石原氏は、沖縄戦で記憶すべき最も重要なこととして、(1)陸海軍を統帥する最高指揮権は天皇にあったこと、(2)牛島第32軍司令官の「住民が軍とともに戦うための戦場動員」を掲げた訓示、軍官民共生共死の指示方針、(3)1945(昭和20)年2月の近衛文麿の「降伏」の上奏を天皇が拒否したことなどを語り、更に、米軍の掃討戦を長引かす持久作戦、徹底抗戦の作戦、同年4月7日の「沖縄語ヲ以テ談話スル者間諜ミナシ処分ス」との沖縄語禁止を住民犠牲の元凶

として指摘した。

石原氏の講演に対し、神谷延治部会員が、石原氏の著書「証言・沖縄戦 戦場の光景」などの沖縄戦における住民の体験記録の重要性等について質問をした。

3 第2部 沖縄と抑止力

第2部では、柳澤協二国際地政学研究所理事長が、沖縄と抑止力についての講演を行った。柳澤氏は、防衛庁運用局長、防衛研究所長、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)を歴任している。

柳澤氏の講演は、沖縄県民に対し米軍基地にともなう騒音、環境汚染、米軍人、軍属による事件、事故等による多大な被害を与えてまで、日本の安全保障や抑止力にとって沖縄の米軍基地は必要なのかとの観点からの「沖縄と抑止力」がテーマであった。

同氏は、アメリカの「戦略の変化」及び米海兵隊の役割や位置づけの変化に言及し、「辺野古が唯一」などと言って、辺野古基地に固執して建設強行する日本政府の「政策」を批判し、「抑止力」という言葉で思考停止をさせてはいけないと指摘した。

同氏の講演に対し、藤川元部会長が、日本政府が何故辺野古に固執するのか、尖閣有事、台湾有事、武力によらない日本の防衛などについて質問をした。

4 シンポジウムを終えて

参加者からは、「戦後70年以上が経過し、ともすると風化しかねない沖縄問題について、現在のウクライナ戦争や将来起こりうる台湾問題とも関連させながら、改めて考察の機会が得られた」、「時間を忘れるほど充実したシンポジウムでした」等の意見が寄せられた。

両氏の講演で、「国体護持」のため、沖縄戦で多大な犠牲を強いられた沖縄の人々の意思に反して、アメリカの軍事戦略の変更でいまや基地建設の必要性さえ疑問視される中、「抑止力」という言葉で思考停止し、「辺野古」に固執し基地建設を強行する政府の問題性が鮮明となった。

憲法判例ができるまで ～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～

第5回 家永教科書裁判—沖縄出張法廷・国際活動の思い出など

家永教科書裁判弁護団元幹事長・会員 齊藤 豊 (34期)

1 家永先生の闘い

故家永三郎東京教育大学名誉教授が1965年に提訴した家永教科書裁判は、教科書検定制度の違憲性を正面から争った訴訟として、我が国の教育行政のあり方、学問の自由、教育の自由を問う憲法裁判の代名詞となっている。家永先生ただ1人を原告として闘い抜かれた3次にわたる訴訟は、第1次訴訟提訴から1997年の第3次訴訟の終結まで実に32年間を要する長期訴訟となった。法廷内での訴訟活動は、開廷回数、関与した弁護士の数、出頭した証人の数を数えるだけでも破格のものであった（原告側証人だけでも、第1次訴訟59名、第2次訴訟32名、第3次訴訟38名、延べ129名を数えた）。

教科書の内容に国家権力が介入できるのかという訴訟のテーマは、ことが教科書という誰もが使う身近な存在に関するものでもあり、広く国民一般の関心と呼んだ。強力な裁判支援体制も生まれ（教科書検定訴訟を支援する全国連絡会（全国連）、歴史学者、教員、一般市民らそれぞれの支援団体が、文字通り全国に展開したのもこの裁判の特徴である（全国連は、団体数2000、個人会員2万名を誇り、訴訟活動の支援と裁判報告集会その他関連イベントの実施にあたる専従事務局を常時3～4名かかっていた）。

筆者（1982年登録）が関与した15年間の中でも訴訟活動上の工夫には様々なものがあったが、本稿では、東京外での法廷活動（出張法廷）と裁判支援運動の国際的取り組みについて紹介をすることで、「判決文に書かれない弁護士の工夫」の一例としたい。

2 沖縄出張法廷

第3次訴訟では、沖縄戦の記述が争点の1つとなり、日本軍による住民殺害という痛ましい事実を書くのであれば、住民が自ら犠牲となった集団自決の事実もあわせて書くべきだとした検定意見の違法性が問題とさ

れた。検定意見は、極限状態における住民の犠牲を崇高な自発的死亡として美化する歴史観に出たものと考えられた。

教科書裁判では、第2次訴訟で京都出張法廷を開いた経験があったため、沖縄戦に関する立証も、現地沖縄の証人を立て、現地沖縄の弁護団を組織して出張尋問を実施すべきという方針になった。東京地裁の加藤裁判長以下3名の裁判官により那覇地裁で行われた出張尋問は、1988年2月9日、10日の両日開かれ、大田昌秀琉球大学教授（後の沖縄県知事）、金城重明沖縄キリスト教短期大学教授ら4名の原告側証人が証言を行った。

尋問はいずれも沖縄弁護団により行われ、いずれの証人の証言も圧倒的なものであり、浅薄・皮相な根拠による歴史叙述に対する介入がいかにも真実を枉げるものであるかを裁判所に強く印象づけるものとなった。中でも圧巻は、自らの集団自決体験を語った金城証人の証言であった。狭い島の中で恐怖と（鬼畜の米軍は何をするかわからないという）洗脳により進んで自らの母親を手にかけて状況を淡々と語るその姿には、まさに鬼気迫るものがあった。

出張法廷の状況は連日大きく報道され、とりわけ沖縄タイムス、琉球新報の現地2紙の扱いは1面全部を証言の報告に費やすなど異例の高まりを見せた。この問題に対する県民の関心の高さを実感させるものであった。

3 国際的な支援を求める活動

第3次訴訟は1980年代に起こった中国・韓国等からの激しい検定批判に触発されたものであったということもあり、訴え提起後に教科書裁判の宣伝と支援を国内に止まらず海外にも広めようという機運が高まった。裁判実務の面でも、このころから憲法違反に加え国際人権規約違反（B規約19条違反）などの国

際法違反の主張を追加していた。これらの動きを受けて弁護団と運動体は「教科書裁判国際委員会」なる大仰な名前のグループを立ち上げ、訴訟が終了するまでいろいろと活動を行った。

国際委員会の活動でまず行ったのは宣伝ツールの作成である。当時は海外との交流といえば手紙のやりとりか現地での直接交流しかなかったため、委員会では英文での詳細な裁判紹介の冊子（英文パンフ）を作成して海外の関係団体、関係者に送付するとともに、教科書裁判への理解と支援を求めるための資料として活用した。今であればウェブサイトを作ってそこに英文翻訳をアップするということになるだろうが、電子メールすらなかった時代の話である。限られた情報ではあったものの、まとまった説明資料があるのとならないのでは大違いであり、英文パンフは教科書裁判の国際的宣伝に大きく役にたった。

委員会のメンバーが海外で関与した主な活動としては、

- ① 国連規約人権委員会での政府報告書に対するカウンターレポート提出とロビー活動（ジュネーブ、1993年）
- ② 韓国教科書弁護団、歴史研究者との交流（ソウル、1993年）
- ③ 豪州日本学界での裁判紹介と支援の訴え（ブリズベン、1995年）
- ④ 全米アジア研究学会での宣伝（ホノルル、1996年）
- ⑤ 国連人権小委員会でのロビー活動（ジュネーブ、1992年～1997年）

等があった。オーストラリアの学会参加時には、シドニーで開かれた現地政治家、外交官（在豪日本大使館員を含む）が参加するランチョンパーティで筆者にも教科書裁判の意義をレポートする機会が与えられた。敗戦により第2次世界大戦の歴史的誤りを認めずの日本政府に対して、戦前を知る老歴史学者

がどのような闘いを挑んでいるのかは、興味を呼ぶテーマであった。

国際委員会の活動は、もとより国内裁判所の審理に直接影響を与えるものではなかったが、裁判結果についての報道をみると一定の成果をあげたことは確かであった。委員会では後にこのテーマだけで『世界が報じた家永教科書裁判』という本まで出版したが、それによると、当時既に有力な情報ツールとなりつつあったネット情報以外に90を超える紙媒体の海外メディアが第3次訴訟の最高裁大野判決を紹介したことがわかっている。訴訟の争点が近代日本の負の歴史をめぐるものであったことから、教科書裁判の闘いは、欧米だけでなく中国・韓国その他アジア諸国でも広く好意をもって紹介された。

4 結果と工夫

1997年の最高裁判決をもって終結した裁判闘争は、杉本判决（第2次訴訟第一審判決）が示した憲法判断からはトーンダウンし、検定側の裁量をいかに制限するかという行政裁量論のレベルでの争いとなった。それでも第3次訴訟では、8つの争点のうち南京大屠殺、日中戦争中の日本軍の残虐行為、731部隊に関する記述を含む4か所に対する検定意見に「看過し難い過誤」があるとして違法判断が下された。出張法廷で圧倒的な立証を尽くした沖縄戦についての検定意見が違法とされなかったのは誠に残念であった。

沖縄出張法廷にせよ、海外に支援をアピールする活動にせよ、今から考えると時代を反映した工夫であったと思われる。地球の反対側で起きている人権侵害でも即時にSNS等で世界中に拡散する時代にあっては、法廷内での活動はますます裁判闘争全体の一部を構成するだけのものになっていくのかもしれない。時代に即した勝利のための工夫を若手の皆さんには期待してやまない。



民事訴訟記録を永久保存に！

第5回 水俣病東京訴訟（1992年2月7日判決）

会員 白井 剣 (37期)

水俣病と国の対応

原因不明の重篤な症例が初めて水俣保健所に届けられたのが1956年5月。1959年11月には熊本大学研究班によって有機水銀が原因であると解明された。しかし、政府は、被害拡大をくいとめるための規制権限を行使しなかった。元凶となったアセトアルデヒドの生産が停止された後の1968年9月にようやく水俣病を公害認定した。

東京地裁から始まった和解勧告の連弾

1984年5月提訴の水俣病東京訴訟につき、東京地裁は原告らの要請に応じて1990年9月結審と同時に、「歴史上類例のない規模の公害事件が公式発見後三四年以上が経過してなお未解決であることは誠に悲しむべきこと」と述べて和解を勧告した。同年10月に熊本地裁（熊本3次訴訟2陣）、福岡高裁（熊本3次訴訟1陣）、福岡地裁（福岡訴訟）、11月に京都地裁（京都訴訟）も原告らの要請に応じて連弾で和解勧告を出した。熊本県もチッソ株式会社（以下、「チッソ」という）も和解の席についた。解決の機運が盛り上がった。国だけが拒否した。「国は和解の席につけ」と全国のほとんどの新聞社の社説が主張した。それでも国は拒否し続けた。東京地裁は判決に方向転換した。和解勧告の先陣を切った東京地裁の判決に期待が集まった。

水俣病東京訴訟判決

1992年2月7日東京訴訟判決は、その期待を裏切った。国の法的責任を否定した（東京地裁昭和59年（ワ）第4746号ほか、判例時報平成4年4月25日臨時増刊号3頁）。判決は末尾に、「水俣病紛争の早期、適正かつ全面的な解決について」と題する約4千字におよぶ異例の所感を載せ、「解決」を促した。「水俣病被害の拡大を食い止めるための行政措置が被告国・県において可能な限り講じられていたとは思われない」

などと書かれている。もう一步踏み込んで国の法的責任を認めることはできたはずだ。所感とは裏腹に解決の機運は萎んでしまった。

1950年代から被害者が多発していた。チッソは有機水銀を排出したことを隠蔽した。チッソの法的責任は明白である。問題は、原因が究明されたのちも国が排出を規制せず放置したことである。そのために被害が拡大した。この状況下で規制権限をもつ国の法的責任を問わなければ、企業が公害を発生させるのを国は規制しなくてもよいというに等しい。毅然として国の法的責任を明確にすることこそが司法の使命であった。この使命を東京地裁は果たさなかった。その判断が誤りであったことは後に国の法的責任を認めた各判決、すなわち、1993年3月25日熊本地裁判決、同年11月26日京都地裁判決、そして2004年10月15日関西訴訟最高裁判決（平成13年（オ）第1194号）で明らかになった。

誤った判決の記録が永久保存される意義

被害者は東京訴訟判決をのりこえた。チッソ水俣工場を包囲する人間の鎖、のべ100日をこえる霞が関での座り込み行動などを通じて「命あるうちの救済」を求める国民的世論も盛り上がっていった。1995年9月連立与党解決案、同年12月政府解決案が提示され、村山富市首相（当時）談話を経て、水俣病問題は解決を迎えた。東京訴訟を含む各地の訴訟（大阪高裁の関西訴訟を除く）は和解解決した（その後、大量の潜在患者の存在が明らかになり、現在までノーモア・ミナマタ国賠訴訟（第1次・第2次）がたたかわれている）。

水俣病東京訴訟判決は、被害者たちの苦難の歴史に新たな苦難を加えた。その訴訟記録が永久保存されていることはのちの人々が過去の誤った判決を検証する上で極めて意義深い。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第10回 代言人の待遇改善要求

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 山崎 健 (47期)

1 自由民権運動と代言人の活躍

明治7年1月、野に下った副島種臣らは民選議員設立の建白書を提出する。当時、既にJ.S.ミルの「自由論」が翻訳されており、自由と人民の権利は広く知られていた。建白書は多くの国民から熱狂的に迎えられ全国に自由民権運動の炎を燃え上がらせる。明治13・14年頃になると自由民権運動は最高潮に達し、運動の中心は知識人に移っていき、代言人も世間の注目を浴び、信頼を受けていった。後の国会において多くの代言人が活躍する礎がこの頃築かれたのである。

2 待遇改善要求

社会の信頼の高まりにもかかわらず、代言人に対する扱いは従前のままだった。そこで東京代言人組合は、明治13年12月22日、東京裁判所・東京上等裁判所・大審院に対して次の①～④の内容の待遇改善願いを提出した。

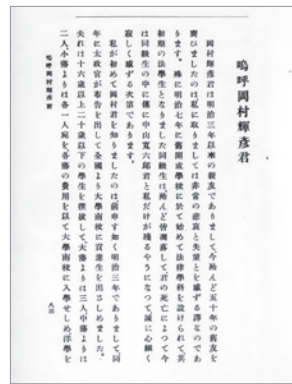
- ①呼出状は3日以前に発布すること。
- ②呼出状には何日の午前何時若しくは午後何時より何の事件かを記載すること。
- ③裁判所に入入りする際に名刺を必要としないこと。
- ④裁判所から退出する際も官の認印を必要としないこと。

これに対して東京裁判所は、①②は認める、③は認めない、④は認めるが係官から用済みの言い渡しを受けた上で退散するようという回答をした。東京上等裁判所と大審院は、①は認める、②については、刻限は午前午後と予定し難い、事件は呼出状にある番号で了知せよ、③と④は従前どおり、との回答であった。

その後も東京代言人組合は、明治19年5月28日、大審院、東京控訴院、東京始審裁判所（治罪法施行で名称が変更）に対し、召喚状は少なくとも5日前までに発布することや召喚状には午前午後の区別をすること、代言人と一般の人との控室を区別すること、代

人が裁判所に車馬で乗り入れてよいとすることなどの要求をした。監獄本署に対しては、同年4月23日、①在監人から代言人に差し出した至急の書信は特別扱いること、②代言人が在監人に接見しようと願い出たときは速やかに接見させること、③代言人と一般人との控室を区別することを請願している。監獄本署は③のみを認め他は認めなかったため、交渉は継続されていった。

このような数年にわたる待遇改善運動の結果、従来、多数の一般人と土間に雑居し長時間待たされ、訴訟記録を検討することも準備書面を書くことも不可能だったが、ようやく大審院以下の裁判所に代言人専用の控室が設けられ、呼出方法も若干改められ、少しずつ改善された。これらの旧弊を全て改めさせたのは、横浜始審裁判所所長に就任した岡村輝彦である。岡村は、穂積陳重とともにイギリス留学をしてバリスターの資格を取得したが、あまりに惨めな日本の代言人の状態を改善する必要を痛感したのである。



穂積陳重遺文集「鳴呼岡村輝彦君」

3 弁護士法案の撤回

明治23年12月4日、政府は弁護士法案を提出したが、その内容は多額の登録料と保証料など弁護士に多額の経済的負担を課し、弁護士に階級を設けて職務の範囲を限定するなど不当なものであったため、当然、全国の代言人会は激しい反対運動を展開した。この弁護士法案は当時貴族院議員であった穂積陳重の議会における反対演説によって撤回された。現在の弁護士の地位はこのような先達によって守られてきたことを忘れてはいけない。

東京弁護士会の「同好会制度」

vol.4 東弁ゴルフのお楽しみ

東京弁護士会ゴルフ倶楽部 代表幹事 松尾 慎祐 (49期)

1 唯一のスポーツ系公認同好会

東京弁護士会ゴルフ倶楽部（以下「東弁ゴルフ」という）の歴史は古く、創立は1961（昭和36）年まで遡り、以来60年間以上に亘って「例会」と呼ばれる年6回程度の競技会を通算350回以上積み重ねてきました。こうした実績を認められて、東弁ゴルフが当会の公認同好会となったのは2017年のことですが、現在に至るまで当会で唯一のスポーツ系公認同好会となっています。

2 ゴルフのお楽しみ

皆様ご存知のように、通常、ゴルフは3～4人で18ホールを一緒にプレーしますが、ゴルフ自体が過度に激しい運動でもない上に、レギュラー・シニア・レディース等によりティーグラウンドの位置（つまりホールの距離）を変え、また競技においてはハンディキャップという制度を用いることにより、老若男女が年齢性別を超えて公平に楽しくプレーできる数少ないスポーツです。日頃、デスクワーク中心で運動不足かつストレス過多の弁護士が、木々に囲まれたターフの上で1日ののびのび過ごす、これは「快感」以外の何ものでも

ありません。しかも、ある研究によれば人間にとって自力で遠くに物を飛ばすこと以上のストレス解消は無いとのことですが、女性でさえ少しの練習で大谷翔平選手のホームラン以上の距離を飛ばすことができるのです！ ビギナーの頃は、スコアなんかボロボロでも、18ホールに1回飛ばせば満足していたものでした。

また、ゴルフにはショット・パット等様々な技術があり、練習と研鑽を繰り返してそれまでできなかったことができるようになったときの嬉しさは格別のものがあります。しかし、そうした技術のみならず18ホールを通じてのコースマネジメントやメンタルコントロール、あるいはゴルフ場毎に異なる芝質やバンカーの砂質、進化する道具やボール、果ては効率的な練習方法や日々老いてゆく自らのフィジカルまで研究すべきテーマは果てしなく存在し、決して「飽きる」ことなく生涯楽しめるスポーツでもあるところがゴルフの醍醐味であると思われます。

3 東弁ゴルフのお楽しみ

東弁ゴルフの例会は、関東7倶楽部と称される霞ヶ関CC、相模CC、東京GC、我孫子GCを中心に、その他関東近郊の名門ゴルフ倶楽部（小金井CC、軽井



第327回例会での一コマ

沢GC、大洗GC等)といった通常ではなかなかプレーできないような名門コースで開催されており、こうしたコースでプレーできることが第一の「お楽しみ」となります。また、第二に、東弁ゴルフには、現在、30歳代から80歳代まで約150名の会員が在籍していますが、その中には当会や日弁連の役員経験者を始め錚々たる会員もおられ、こうしたベテランの方々と親睦を深め、ついでに「ギャフン!」と言わせるという、他ではなかなか味わえない「お楽しみ」もあります。東弁ゴルフでは、例会や2年に1回程度開催するマッチプレー選手権において独自の東弁ゴルフハンディキャップを用いており、このハンディキャップをたくさん持っている方が100以上叩いて上位入賞などということも珍しくはないので、「ギャフン!」と言わせるチャンスは誰にでもあります。

更に、第二東京弁護士会との対抗戦、毎年川奈GC富士コースで開催される全国法曹ゴルフ大会や関弁連所属の単位会が持ち回りで幹事を行う関弁連ゴルフ同好会への参加などの対外活動や、東弁ゴルフ内の有志による大洗GC等での研修会や飲み会等、様々な「お楽しみ」が待っています。

4 東弁ゴルフのハードル?

東弁ゴルフに参加されるにあたって、さしたるハードルは存在しません。先にも述べたように100以上のスコアを叩いて上位入賞なんてしょっちゅうあることです。腕前のハードルなんてあり得ません。ルール・マナーについても先輩方が優しく教えてくれますので最初から詳しい必要はなく、「スロープレーに注意すること」「誰とでも楽しくプレーすること」さえできれば十分です。例会はゴルフの原点である「ノータッチ、OKパット無し」のルールで行っていますが、一度で慣れます。会費は年会費として1万円(ただし、初年度及び70歳以上は無料)、例会参加費として6000円をいただいています。ハードルとはならないと思います。また大ベテランの方々も多数いらっしゃいますが、最近では若手会員も少しずつ増えており、期や年齢のハードルもありません。

ただ、例会を行ういわゆる「名門クラブ」では、通常、土日祝日にコンペをとることが難しいため例会は平日に行われることとなりますので、これが(特に勤務弁



第327回例会集合写真

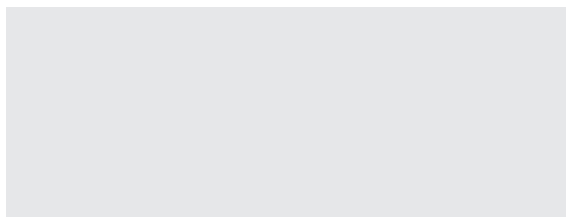
護士や社内弁護士の方にとっては)唯一のハードルといえるかも知れません。しかしながら、会員にはここ数年例会皆勤賞の猛者もいれば、年に1回、数年に1回参加するペースの会員などもいらっしゃいますし、社内弁護士の方でも休みを取って参加される方もいますので、参加できるときに参加いただければまったく問題ありません。

また、東弁ゴルフには女性会員もおられますが、せっかく例会に参加して下さっても参加女性会員が1~2人であとは男性ばかりという状況ですとこれも一種のハードルとなり、継続的に参加していただくのが難しいようです(なお、東弁ゴルフの男性会員は紳士ばかりですので、女性会員を疎外するなどということは絶対ないですし、優しいことは保証します!)。女性会員が多数参加して、東弁ゴルフでも「レディース部門」を表彰対象にできるようになるのが、現在の課題ではあります(現在は「レギュラー部門」「シニア部門」のみ)。

5 お誘い

健康増進とストレス解消のためにもゴルフ好きの方、是非東弁ゴルフと一緒にラウンドしませんか。

入会ご希望、お問い合わせは、以下の連絡先までご連絡下さい。



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

60期(2006/平成18年)

人との出会いこそ修習の醍醐味



会員 稲村 晃伸 (60期)

1 新司法試験による初めての修習生

私の修習期は、新60期である。旧60期(当時は「現行60期」と呼んでいた)の修習生と合わせると2500人近くの修習生がいたことになる。法科大学院を終了した初めての修習生ということで、修習先で自己紹介の際、「新60期です」という度に、「へー、『新』なんだ…」という好奇のまなざしで見られたことが多かった。

2 導入修習・弁護修習

和光での導入修習は、平成18年11月下旬から始まり、年明けになると各人が修習地に赴任する。私は東京修習で弁護修習からスタートした。開始後まもなく行われた班単位の研修旅行で、数名の修習生が集合時間に遅刻した際、修習担当の弁護士から「あなたたち、いつまで学生気分での!?」と言われたことは感慨深い。ちなみに、その弁護士は、今では司法試験の考査委員として活躍されている。

弁護修習では、いろいろなスキルを教わった。中でも、指導担当の弁護士が、高齢の依頼者の自宅に行きチャットと陳述書を作成し、ミニプリンターで手際よく印刷していたことと、その後戴いた鰻重の味が忘れられない。

3 裁判修習等

次に、刑事裁判修習、民事裁判修習と裁判修習が続いた。初日に、東京高裁の女性裁判官から全般的な注意があった。ロースクール時代に読んだ調査官解説で見た名前だったので、「こんな人なんだ…」と興味深く聞いたが、内容は全く覚えていない。もっとも、この原稿を書く数日前、その裁判官が退官後、某有名企業の社外監査役に就任したとの新聞報道に接した。時が経つのは早い。

民裁も刑裁も明るい裁判官が多く、修習は楽しかった。ある右陪席が途中で近隣他県の支部に異動になったので、修習生数名で押しかけて指導してもらったこともあった。

今思えば、人の迷惑も顧みず、よくやったものだ。

4 選択型実務修習と二回試験直前

選択型実務修習では、模擬裁判を選択した。修習担当の弁護士の一人は、その後、自分のボスとなった。もう一人の弁護士は、数年前、当会の副会長になり、複数の担当委員会でお世話になった。

そうこうするうちに、さすがに尻に火がついて、二回試験に向けて勉強しなければと思うようになった。しかし、修習の際のノートも、友人からもらった秘伝のまとめも、何となくしっくり来ない。そこで、ロースクール時代の民事実務基礎のノートを引っ張り出してきて一から勉強し直した。ちょうど、ロースクールの実務家教員が東京地裁にいて、裁判官志望の友人が勉強会を開いてもらっていたので、それにも参加させてもらった。なお、その裁判官には、実務に出てから、なぜか合計3回、法廷等でお世話になり、その都度、手厳しい言葉を戴いている。

二回試験直前の集合修習の頃になると、同じクラス内で自動車通所している修習生に、帰宅時にほぼ毎日、最寄りの駅まで送ってもらうようになっていた。ちなみに、その修習生は、自分が数年後に事務所を構えた地域の地元の名士の息子さんであることが後に判明した。「早く言ってよー」と思ったが、今でも地元の人にその話をすると、仕事の話がスムーズに進むことがある。

クラスの弁護教官にも、いろいろお世話になった。つい先だって元教官が会派の幹事長になられたときは、非力ながら執行部に馳せ参じた。

5 終わりに

元来あまり酒が強い方ではないので、いわゆる「夜の修習」に精を出したわけではない。しかし、このように振り返ると、修習中に知り合った人々は、今でも大切な人財であると、修習から15年を経て改めて実感した。

負けるべき紛争には、勝ってはならない

会員 森 遼太郎

「交渉の場においても、訴訟の場においても、有利な条件を『勝ち取る』ことや、相手の弱みを突いて『言い負かす』ことが弁護士の職務ではない。当事者間で『WIN-WIN』の関係を築き、また、目の前で起きている紛争を『解決』することこそが弁護士の職務である。負けるべき紛争には、勝ってはならない」

勤務先事務所の代表から授かった言葉だ。

弁護士資格を得て1年が経ったころ、未だ手探りではあるものの、事務所での弁護士業務をひと通り覚えてきた私は、この言葉に驚きと感銘を覚えた。

私は、社会生活において様々な法的問題に悩む依頼者に寄り添い、その力になりたいという志のもと、弁護士を目指した。

弁護士は「依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努め」なければならない（弁護士職務基本規程21条）。そして、依頼者の利益の最大化こそが「正当な利益の実現」であり、和解や交渉は互譲による解決手段であるとはいえ、依頼者にできるだけ利益のある解決を図るべきである——私はそう考えてきたし、弁護士になったらそう心掛けようと思っていた。

しかし、現実の事件や如何、当事者双方がいがみ合い憎しみ合うもの、お互いに虫のいいことばかりを主張し合うもの、法的な権利・利益はともかく事件の根本的な要因が依頼者にあるもの等々、正直なところ「どっちもどっち」と思える事件が少なくない。そのような事件では、依頼者の利益の最大化を図ったとしても、それが果たして依頼者のためになるのか、本当に紛争を解決できるのか、（私に）わだかまりが残ってしまう。

もちろんケースバイケースだろうが、依頼者の利益

の最大化と紛争の解決は両立しないのかもしれない。弁護士人生において、このわだかまりとはうまく付き合っていくしかないのだろう。

そう考えるようになったころ、勤務先事務所の代表から上記の言葉を授かった。

依頼者の利益の最大化だけが「正当な利益の実現」ではなかったようだ。

紛争の解決は、巡り巡って「正当な利益の実現」につながるのだ。

さらに代表はこう続けた——WIN-WINの関係を築き、また、紛争を解決するためには、依頼者の言い分や考え、希望を把握するだけでは足りない。相手方が何を求めているのか、絶対に譲れないことは何なのか、なぜこのような主張をするのか、なぜ感情的な言動をとるのか等々、口頭で出た言葉や書面上の文字にとらわれず、その背後にある相手方の考えや気持ちをきちんと把握しなければならない。しかしそのことは、偏見や固定観念に縛られ、狡猾で抜け目のない性格や思考であっては難しい。心の柔軟さと頭の柔軟さが必要である。

依頼者と一体になってはならないとは修習の時からよく聞いてきたが、その真髓をようやく理解したように思った。

本稿の内容は代表の言葉の受け売りになってしまったが、その言葉を読者の皆様にも共有させていただきたく、筆を執った。

異論はもちろんあるだろう。

しかし、私は、心の柔軟さと頭の柔軟さを持って、弁護士の職務を全うしようと思う。

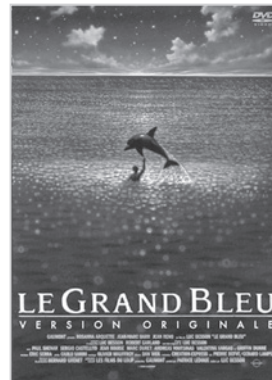
『グラン・ブルー』

1988年／フランス・イタリア／リュック・ベッソン監督作品

思い出の海

会員 酒井 昌弘 (69期)

『グラン・ブルー オリジナル版
—デジタル・レストア・バージョン—
価格 DVD ¥1,980 (税込)
発売・販売元 KADOKAWA



1 本作品との出会い

私はまだサラリーマンだった頃、職場近くに、一軒のダイビングショップがございました。当時、私は仕事で悩み、もがき苦しんでおり、現実逃避として「海に潜る」ことに憧れて、同ショップを訪ね、以後、各地の海を趣味で潜ることとなりました。

本作品は同ショップで仲良くなった店員さんの薦めで知りました。私の趣味「スキューバダイビング」と本作品のテーマである「(体一つで海に潜る)フリーダイビング」は、全くの別物なのですが、「海に潜る」という部分だけは同じでしたから、店員さんも「海を好きになって欲しい」という趣旨で、本作品を私に薦めてくれたのでしょう。

本作品は、色々な意味で、私にとり「心に残る映画」となりました。初見の際の感動を未だ忘れることができません。ストーリーは単純ですが、その斬新な映像美と映画音楽の素晴らしさは、秀逸だと思います。そして「心に残る映画」には、初見の頃の淡い「思い出」もついて回るものです。

2 本作品のあらまし

イタリアの著名フリーダイバーであるエンゾは、ギリシアで育ち、子どもの頃から素潜りが得意でしたが、そんな彼が唯一(潜りの)実力を認めていたのが、幼馴染で潜水士の息子だったフランス人ジャックでした。長じて世界的ダイバーとなったエンゾは、ある日、海難救助の助力をして大金を手に入れると、彼が唯一のライバルと目するジャックを探し出し、フリーダイビング競技会に呼ぼうとします。当のジャックはその頃、ペルーのアンデス山中で運動生理学者の研究対象を務めていました。氷結した湖の氷の下を、機材も付けず長時間潜水し研究データを提供するという「世捨て人」の様な生活をしていたジャックでしたが、エンゾからの競技会参加の要請を、懐かしさもあって、受けることにします。

ジャックとエンゾは、まずシチリア島タオルミナで開催された競技会で対決します。地中海や、二人が出会うホテル(San Domenico Palace*1及びCapo Taormina)の映像美(建築美)が見事です。映画では、狂言回しとしてニューヨーク在住の保険調査員の女性(ジョアンナ)も登場します。その後も、ジャックとエンゾは各地を転戦し、旧交を温めつつ競い合います。そしてラストでは、ジャックは、エンゾとの死闘の末、恋仲となったジョアンナを振り切り、再び世を捨てることを示唆し、物語は終わります。

3 リュック・ベッソン監督について

公開当初は散々な評価と興行成績だったそうですが、その後、何故かカルト的人気を博した結果、リュック・ベッソンの出世作となったそうです。リュック・ベッソンのハリウッド進出作「Leon」(1994)では、エンゾ役のジャン・レノが主演を務め、良い味を出しています。リュック・ベッソンというと、(Nikita, TAXIシリーズ, Transporter等)バイオレンスが売りとのイメージもございますが、本作品では、その趣は全く見られません。

4 ジャック・マイヨール氏(本作品主人公「ジャック」のモデル)について

本作品はフィクションですが、主人公ジャックは実在のフリーダイバー、ジャック・マイヨール氏をモデルとしています。ジャック・マイヨール氏は、人類史上初めて、素潜りにて100mを超える潜水記録を出した伝説のダイバーです。また大変な親日家でもおられまして、超古代文明の遺跡とも囁かれる「与那国島海底地形*2」を世界中に紹介した人物としても知られています。ただ晩年は心を病み、残念ながら、2001年12月22日にエルバ島の御自宅にて縊死されました。御冥福をお祈り致します。

*1: San Domenico Palaceは、第二次大戦中ドイツ軍シチリア方面軍司令部が置かれたともされる素晴らしいホテルです。生涯に一度は、宿泊されることをお薦め致します。

*2: 勿論、海底遺跡説には批判も多いのですが、筆者には「この地形」が自然現象だけで出来たようには、全く見えませんでした。



日の目を見た(?)ロシア語学習歴

会員 加部 歩人 (71 期)

隣国なのにどこか心理的には遠い国、ロシア連邦。今、この国が、かつてない大きな注目を集めている。無論、悪い意味でだ。そんな中、不人気で正直あまり役に立つとは思っていなかったロシア語の学習歴が、ほんの少し、日の目を見るがあった。

法学部でロシア語を学んだ4年間

変わり者の私はどこか得体の知れないロシアにもむしろ興味を持ち、第2外国語にロシア語を選択した。ラテン文字と似ているようで全然違うキリル文字と、非常に美しい発音も魅力的だった。

慶大法学部の外国語科目では、2年間の通常コースに加えて、4年間みっちり学べる「インテンシブコース」が設置されている。私はロシア語インテンシブコースで、ごく少数の同級生と共に、実に多彩な授業と、素晴らしい講師陣に恵まれた。

2012年には、1か月という短期間ながらモスクワでの語学研修にも参加した。寮で生活し、現地の人々の暮らしを少しだが垣間見ることができた。

忘却と突然の出番

その後ロースクールに進み、ロシア語もロシアのこともすっかり忘れて弁護士になった。業務上ロシア語に触れる場面など全く無いし、知識が生きそうな気配もない。法学部でロシア語を学んだことは、楽しい思い出くらいに思っていた。重たい「露和辞典」は、本棚の奥で埃を被っていた。

ところが、今年の春、思いがけずその埃を払うことになった。2月のロシア軍によるウクライナ侵攻開始を受けて、何かできることはないかと思っていた。所属事務所の先輩から「ロシア語やってたんだよね? 反戦メッセージ動画でも作ったら?」と背中を押される。いやいや無理ですよ、とその場ではお茶を濁したものの、後で思い直し、辞書と文法書をにらみつつ、反戦活動をしているロシア人に対する拙い連帯メッセージ案を作成。



厚かましくも深夜2時に恩師にメールで送りつけて、添削をお願いした。すると、恩師は同日午前中には完璧な原稿にして戻して下さった…

在日反戦ロシア人とのつながり

この原稿を読み上げた動画をYouTubeで公開したところ(写真)、3月18日の神奈川新聞社会面で大きく取り上げられる等の反響があったほか、日本でウクライナ侵攻に抗議する活動をしているロシア人から動画を観たと連絡が入った。聞けば、仲間が抗議活動がきっかけで会社とトラブルになり、離職せざるを得なくなったという。相談に乗り、在留資格関係の支援を行った。

そのロシア人らは、昨年1月にロシアの反体制派活動家であるアレクセイ・ナワリヌイ弁護士が拘束されたことに抗議する街宣活動で知り合った者同士という。その後も連絡を取りあい、ソ連崩壊後のロシアの政治やロシア社会のありようについて教わっている。また、シベリアや極東地域から、自由を求めて日本へ来ているロシア人も相当数いるという。今回のウクライナ侵攻の陰には、ロシア国内の自由と人権抑圧の問題が深く横たわっていると感じた。また、今回のロシアの行動をきっかけに9条改憲が声高に叫ばれていることを考えても、これは日本の弁護士としても無関心ではいられないテーマに思えた。

ロシア語が繋いでくれた貴重な縁である。より深めて取り組んでいきたい。



こちらから読んでね

月を見上げてみよう

